

## 12. 下水道関係年表

明治5年～昭和6年

法制度及び国の事項		県の事項		市町村の事項	
明治		明治			
5.	(東京銀座に溝渠が完成)	5.	名古屋県から愛知県となる		
		12.	県庁に土木課を設置		
19.	内務大臣が土木・衛生の事務を管理			明治	
22.	市町村制の施行			22.	名古屋区から名古屋市となる
26.	土木局治水課が衛生工事を担当 衛生局保健課が上水・下水・清潔法を担当				
33.	(旧) 下水道法の公布 市街地における汚水雨水の排除			41.	名古屋市が下水道事業に着手
大正				大正	
7.	土木局道路課が上水道、下水道工事及びその補助に関する事項を担当			7.	名古屋市区改正委員会が発足
8.	(旧) 都市計画法の公布				
9.	(旧) 都市計画法が6大都市に施行	10.	内務部に都市計画課を設置	9.	名古屋市に(旧) 都市計画法を適用
11.	東京三河島処理場が供用開始：散水ろ床法			12.	名古屋市下水道事業第1期工事が完成
				13.	岡崎市が下水道事業に着手
		昭和		昭和	
		3.	県庁に土木部を設置	元.	一宮市が下水道事業に着手
				5.	名古屋市堀留処理場、熱田処理場が供用開始：活性汚泥法
				6.	豊橋市が下水道事業に着手

法制度及び国の事項		県の事項		市町村の事項	
昭和		昭和		昭和	
10.	下水試験方法が定められる	10.	内務部都市計画課が総務部都市計画課となる	8.	名古屋市露橋処理場が供用開始
13.	内務省土木局第1技術課が上水道及び下水道工事の技術に関する事項を担当 厚生省衛生局保健課が水道及び下水道に関する事項を担当 放流水の水質基準が定められる			9.	名古屋市伝馬町処理場が供用開始
14.	工場排水の下水道への水質の許容限度が定められる	16.	総務部都市計画課が土木部都市計画課となる	10.	豊橋市野田処理場が供用開始
22.	戦災復興が始まる				
23.	建設省が設置される 下水道の補助制度が復活(1/3) 都市局水道課が下水道行政を担当 厚生省公衆衛生局水道課が下水道行政を担当				
26.	水質汚濁防止に関する勸告が出される			26.	津島市が下水道事業着手
				27.	刈谷市が下水道事業着手
32.	下水道行政に関する閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 上水道は厚生省、</li> <li>├ 工業用水は通産省、</li> <li>└ 下水道は建設省(終末処理場は厚生省)</li> </ul> 建設省の都市局に下水道課を設置			32.	尾西地方特別都市下水路が建設事業に着手(後に、特定公共下水道となる)

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>昭和 33. 新下水道法の公布            { 現行下水道の骨格              都市環境の改善と公衆衛生に寄与する</p> <p>34. 建設省土木研究所に下水道研究室を設置</p> <p>36. 全国下水道促進デー始まる            第1次下水道財政研究委員会の提言</p> <p>37. 下水道法一部改正の公布            { 行政不服審査法の制定              に伴う関連規定の改正            第1次全国総合開発計画閣議決定            新産業都市促進法の公布</p> <p>38. 第1次下水道整備5箇年計画の策定(昭38-42)</p> <p>39. 工業整備特別地域整備促進法の公布            (財)日本下水道協会が設立</p> <p>40. 流域下水道の方式が採用される(大阪府寝屋川流域下水道)</p> <p>41. 下水道行政の一元化について行政管理庁の勧告            第2次下水道財政研究委員会の提言            中部圏開発整備法の公布</p>	<p>昭和 33.12 愛知県地方計画</p> <p>37. 8 愛知県新地方計画</p> <p>38. 1 木曾川水域に指定水域及び水質基準を設定</p> <p>38. 6 木曾川下流水域に指定水域及び水質基準を指定</p>	<p>昭和 34. 半田市が下水道事業に着手            名古屋市西山処理場が供用開始</p> <p>35. 一宮市東部浄化センターが供用開始            名古屋市山崎処理場が供用開始</p> <p>37. 岡崎市八帖処理場が供用開始</p> <p>39. 春日井市が下水道事業着手            名古屋市千年処理場、岩塚処理場が供用開始            一宮市西部浄化センターが供用開始            津島市下水終末処理場が供用開始</p> <p>40. 知立市が下水道事業着手            名古屋市名城処理場が供用開始</p> <p>41. 知立市昭和処理場が供用開始</p>

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>昭和</p> <p>42. 終末処理場の所管が建設省となる(下水道行政の一元化) 下水道整備緊急措置法の公布 第2次下水道整備5箇年計画の策定(昭42-46) 公害対策基本法の公布 下水道法一部改正の公布(下水道行政の一元化) 公共下水道の補助率引上げ(4/10)</p> <p>43. 流域下水道は都道府県事業となり補助率アップ(30%→50%) 新都市計画法の公布 大気汚染防止法の公布 騒音規制法の公布</p> <p>44. 公共下水道の補助対象範囲拡大</p> <p>45. 下水道の一部改正の公布  <ul style="list-style-type: none"> <li>{ 目的に公共用水域の水質保</li> <li>{ 全を明記し、流総計画、流域</li> <li>{ 下水道の規定を加える</li> </ul>           第3次下水道整備5箇年計画の策定(昭46-50) 水質汚濁防止の公布 水質環境基準の閣議決定 廃棄物の処理及び清爽に関する法律の公布</p>	<p>43. 2 企画部に排水対策研究会を設置し、流域下水道に関する調査を開始</p> <p>43. 7 研究会の検討結果として流域下水道案が出される</p> <p>44. 4 企画部企画課に流域下水道担当を設置</p> <p>44. 9 広域下水道調査計画会議を設置 広域的下水道計画の方針を発表 木曾川左岸・庄内川、矢作川・境川、豊川の3流域の構想</p> <p>45. 1 第3次愛知県地方計画</p> <p>45. 3 矢作川水系の流域下水道をトップに採用することを発表</p> <p>45. 4 土木部都市計画課から都市施設課を分課 都市計画課で下水道計画を都市施設課で下水道事業を担当 第3次愛知県地方計画の策定 企画部に開発調整課が設置され企画課の流域下水道担当を開発調整課へ移す</p>	<p>昭和</p> <p>42. 豊明市が下水道事業着手 尾西地方特別都市下水路が供用開始</p> <p>43. 大府市が下水道事業着手 瀬戸市が下水道事業着手 春日井市高蔵寺浄化センターが供用開始 名古屋市下之一色処理場が供用開始</p> <p>44. 名古屋市鳴海処理場が供用開始</p> <p>45. 瀬戸市西部浄化センターが供用開始 蒲郡市が下水道事業着手 東海市が下水道事業着手 豊田市が下水道事業着手 知多市が下水道事業着手</p>

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
昭和 45. 公害防止事業費事業者負担法の公布 都市計画中央審議会に下水道部会設置		
46. 悪臭防止法の公布 環境基準に係る水域及び地域の指定権限（県際水域を除く）を知事に委任 下水道整備緊急措置法の一部改正 建設省に下水道部設置	昭和 46. 4 土木部に下水道課を設置 都市計画の下水道計画担当、都市施設課の下水道事業担当、開発調整課の流域下水道担当を統合 46. 11 境川流域下水道の都市計画決定	昭和 46. 豊明市豊明終末処理場が供用開始
47. 日本下水道センターの発足（日本下水道事業団の前身） 第3次下水道財政研究委員会の提言	47. 9 豊川等流総計画の承認申請 豊川流域下水道の都市計画決定 47. 11 矢作川流域下水道の都市計画決定	47. 豊川市が下水道事業着手 名古屋市柴田処理場が供用開始 瀬戸市水野浄化センターが供用開始
48. 下水道法の一部改正の公布（汚濁原因者負担金を追加）	48. 1 豊川等流総計画の大臣承認	48. 豊橋市中島処理場が供用開始 知多市西部浄化センターが供用開始 小牧市が下水道事業着手
49. 下水道法施行令の一部改正の施行 上乘せ条例、横乗せ条例に基づく水質規制を追加、補助率アップ	49. 4 愛知県土木研究所 下水処理研究室を設置	49. 安城市が下水道事業着手
50. 日本下水道事業団が発足（日本下水道センターを改組） 特定環境保全公共下水道の制度化 建設省下水道部に公共下水道課及び流域下水道課を設置	50. 9 愛知県下水道懇談会を設置 51. 3 愛知県地方計画	50. 御津町が下水道事業着手 音羽町が下水道事業着手 新城市が下水道事業着手 豊橋市が特環事業着手 名古屋市打出処理場、宝神処理場が供用開始

法制度及び国の事項		県の事項		市町村の事項	
昭和		昭和		昭和	
51.	下水道法一部改正の公布 {直罰制度、事前チェック 制度の導入 水質規制の強化 第4次下水道整備5箇年計画の策定(昭51-55)	52. 3	新川流総計画の承認申請 五条川左岸流域下水道の都市計画決定	51.	春日井市勝西浄化センターが供用開始
52.	第3次全国総合開発計画閣議決定			52.	西尾市が下水道事業着手 豊橋市特環(高根)が供用開始 蒲郡浄化センターが供用開始
53.	水質汚濁防止法の一部改正の公布(総量規制の導入)	53. 12	境川流域下水道終末処理場用地(5名8筆約15,800m <sup>2</sup> )について収用裁決申請	53.	名古屋市守山処理場が供用開始
54.	第4次下水道財政研究委員会の提言 都市計画中央審議会の答申(下水道のあり方について) 総量規制制度実施	54. 12	五条川左岸流域下水道について岩倉市と公害防止協定を締結	54.	小坂井町が下水道事業着手
55. 3	愛知県流域下水道条例の公布	55. 3	五条川左岸流域下水道について小牧市と公害防止協定を締結		
		55. 6	境川流域下水道について刈谷市と公害防止協定を締結	55.	尾張旭市が下水道事業着手
55. 7	伊勢湾におけるCODの総量規制がスタート	55. 7	財団法人愛知県下水道公社設立		
		55. 8	境川流域下水道終末処理場用地にかかる収用審理が結審		
		55. 11	境川流域下水道終末処理場用地にかかる収用裁決		
		55. 12	豊川流域下水道が供用開始		
		56. 1	境川流域下水道終末処理場用地にかかる土地収用裁決取消等請求の提訴。		

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
昭和 56. 5 下水道整備緊急措置法の一部改正（同日施行）	昭和 56. 4 境川流域下水道終末処理場用地の行政代執行実施	昭和 56. 4 豊橋市特環（豊南）が供用開始
56. 6 第1回下水道展開催		
56. 11 第5次下水道整備5箇年計画の策定（昭56-60）		
57. 2 流域下水道研究会設置	57. 3 第5次愛知県地方計画	57. 10 名古屋市植田処理場が供用開始
	57. 12 衣浦西部流域下水道の都市計画決定	57. 12 一宮町が下水道事業に着手
	59. 3 境川流域下水道の都市計画変更	58. 4 知多市南部浄化センターが供用開始 58. 12 御津町供用開始（豊川流域下水道）
	59. 8 豊川流域下水道の都市計画変更	59. 11 日進市が下水道事業着手
60. 3 都市計画中央審議会に下水道部会の設置		60. 2 三好町が下水道事業着手
60. 5 水質汚濁防止法施行令の一部改正の交付（湖沼の窒素及びりんにかかる排水規制関連同日施行）		
60. 7 第5次下水道財政研究委員会の提言		
60. 8 都市計画中央審議会答申（今後の下水道整備はいかにあるべきか）		

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
昭和 60.11 下水道法施行令の一部改正 (窒素及びりんにかかる排除制限等)		昭和 60.11 東浦町が下水道事業着手 武豊町が下水道事業着手
	昭和 61.3 第1回五条川左岸流域下水道公害防止委員会	61.1 尾張旭市東部浄化センターが供用開始
61.4 下水道整備緊急措置法の一部改正	61.4 境川流域下水道訴訟について裁判所より和解勧告が出される	61.4 豊橋市富士見台処理場が供用開始
61.5 下水道法施行令の一部改正 (建設大臣の権限の一部を都道府県知事に委譲)		61.7 小坂井町供用開始 (豊川流域下水道) 一宮町供用開始 (豊川流域下水道)
61.11 第6次下水道整備5ヶ年計画の策定(昭61～66)	61.12 矢作川流域下水道の都市計画変更	61.12 田原町が下水道事業着手 幸田町が下水道事業着手
62.9 N T T無利子貸付金制度の導入	62.4 五条川左岸流域下水道が供用開始 流域下水道建設事業が一般から特別会計へ移行	62.4 小牧市供用開始 (五条川左岸流域下水道)
63.8 下水道法施行令の一部改正の公布(特定施設の追加に伴う所要の措置、63年10月1日施行)	63.7 五条川左岸流域下水道の都市計画変更	62.11 三好町三好ヶ丘浄化センターが供用開始  63.4 豊田市豊田終末処理場が供用開始 豊橋市特環(五並)が供用開始
	63.9 衣浦東部流域下水道の都市計画決定	63.10 音羽町供用開始 (豊川流域下水道)
63.12 消費税法等公布(同日施行平成元年4月1日適用)		63.11 阿久比町が下水道事業着手 大口町が下水道事業着手
	平成 元.3 愛知県21世紀計画	平成 元.2 新城市供用開始 (豊川流域下水道)

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
平成 元. 4 下水道法施行令の一部改正 の公布（有害物質の追加、 平成元年10月1日施行）	平成 元. 4 境川流域下水道が供用開始	平成 元. 4 日進町北部浄化センター が供用開始 刈谷市供用開始 （境川流域下水道）
元. 6 水質汚濁防止法の一部改正 の公布（地下への浸透の規 制平成元年10月1日施行）		大府市供用開始 （境川流域下水道） 東浦町供用開始 （境川流域下水道）
2. 3 過疎地域活性化特別措置法 公布（平成2年4月1日施 行）	元. 9 豊川流域下水道の都市計画 変更  元. 11 日光川上流流域下水道の都 市計画決定 衣浦西部流域下水道の都市 計画変更	元. 9 岩倉市が下水道事業着手  元. 10 犬山市供用開始 （五条川左岸流域下水道） 東郷町が下水道事業着手  2. 4 幸田町供用開始（蒲郡市浄 化センターへ流入）
2. 6 水質汚濁防止法の一部改正 の公布（生活雑排水対策の 実施の推進に関する措置平 成2年9月22日）	2. 8 矢作川流域下水道の都市計 画変更	2. 10 東海市浄化センター供用 開始  2. 11 高浜市が下水道事業着手
3. 3 過疎地域活性化特別措置法 の一部改正の公布（都道府 県過疎代行制度の創設、平 成3年4月1日施行）	3. 4 衣浦西部流域下水道が供用 開始	2. 12 稲沢市が下水道事業着手 尾西市が下水道事業着手  3. 1 長久手町が下水道事業着手
3. 5 下水道整備緊急措置法の一 部改正の公布		3. 4 田原町田原浄化センター 供用開始 半田市供用開始 （衣浦西部流域下水道） 武豊町供用開始 （衣浦西部流域下水道） 豊明市供用開始 （境川流域下水道）
3. 6 下水道法施行令の一部改正 の公布（事務の簡素化、同 日施行）		3. 10 三好町黒笹浄化センター 供用開始
3. 11 第7次下水道整備五箇年計 画の策定（平3～7）	3. 11 五条川左岸流域下水道の都 市計画変更	3. 12 一色町が下水道事業着手

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>平成</p> <p>5. 9 下水道法施行令の一部改正の公布（海域における窒素・りんにかかる排水規制の実施平成5年10月1日施行）</p> <p>5. 11 行政手続法公布（平成6年10月1日施行） 環境基本法公布（一部を除き同日施行）</p> <p>5. 12 下水道法施行令の一部改正の公布（有害物質の追加平成6年2月1日施行）</p>	<p>平成</p> <p>4. 2 衣浦東部流域下水道の都市計画変更 矢作川流域下水道の都市計画変更</p> <p>4. 4 矢作川流域下水道が供用開始</p> <p>4. 8 境川流域下水道の都市計画変更</p> <p>4. 12 五条川右岸流域下水道の都市計画決定</p> <p>5. 2 衣浦西部流域下水道の都市計画変更 境川流域下水道訴訟第1審判決（県勝訴）</p> <p>5. 3 原告側控訴</p> <p>5. 7 矢作川流域下水道の都市計画変更</p> <p>6. 1 新川流総計画の大臣承認</p> <p>6. 2 衣浦東部流域下水道の都市計画変更</p>	<p>平成</p> <p>4. 4 西尾市供用開始（矢作川流域下水道）</p> <p>5. 4 蒲郡市供用開始（豊川流域下水道） 安城市供用開始（矢作川流域下水道） 岡崎市供用開始（矢作川流域下水道） 蒲郡市特環供用開始（三谷温泉処理区）</p> <p>5. 8 祖父江町が下水道事業着手 常滑市が下水道事業着手</p> <p>5. 11 稲沢市が下水道事業着手 吉良町が下水道事業着手</p> <p>6. 1 豊田市供用開始（境川流域下水道）</p>

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>平成</p> <p>6. 6 地方自治法の一部改正の公布（中核市に関する特例の規定の新設等7.4施行） 都市計画法の一部改正の公布（大都市の特例に中核市を加える等7.4一部施行）</p> <p>6. 7 下水道法施行令の一部改正の公布（浸透性雨水ます、同日施行）</p> <p>7. 4 悪臭防止法の一部改正の公布（工場、事業場からの悪臭に対する新基準の導入等8.4施行）</p> <p>7. 5 地方分権推進法の公布（一部同日施行）</p> <p>8. 6 下水道整備緊急措置法の一部改正の公布（同日施行） 下水道法の一部改正の公布（汚泥等の処理に関する規定の整備、行為の制限の緩和）</p>	<p>平成</p> <p>6. 6 庄内川及び日光川流総計画の大臣承認</p> <p>6. 8 境川流域下水道の都市計画変更</p> <p>6. 9 矢作川流域下水道の都市計画変更</p> <p>6.12 過疎地域活性化計画（平7～11年度）策定</p> <p>7. 2 衣浦西部流域下水道及び日光川上流流域下水道の都市計画変更</p> <p>7. 3 五条川左岸流域下水道について小牧市及び岩倉市と変更公害防止協定を締結（汚泥を焼却する等）</p> <p>8. 2 日光川上流流域下水道の都市計画変更</p> <p>8. 4 衣浦東部流域下水道が供用開始</p>	<p>平成</p> <p>6. 4 阿久比町供用開始（衣浦西部流域下水道）</p> <p>7. 2 岩倉市供用開始（五条川左岸流域下水道）</p> <p>7. 7 東栄町が下水道事業着手（特定環境保全公共下水道） 平和町が下水道事業着手</p> <p>8. 1 大口町供用開始（五条川左岸流域下水道） 豊田市鞍ヶ池浄化センター（特環）供用開始</p> <p>8. 4 碧南市供用開始（衣浦東部流域下水道） 木曾川町が下水道事業着手</p>

法制度及び国の事項		県の事項		市町村の事項	
平成				平成	長久手町長久手浄化センターが供用開始
8.11	下水道法施行令の一部改正の公布(8.12施行) (8.6法改正に伴うもの)	平成	9.1 渥美湾・豊川等流総計画の大臣承認	8.10	
			9.4 境川流域下水道訴訟控訴審判決(県勝訴)	9.3	春日井市南部浄化センターが供用開始 東郷町が供用開始 (境川流域下水道)
			9.5 控訴人上告		
9.6	環境影響評価法の公布(10.6施行、一部9.12施行)		9.9 五条川右岸流域下水道の都市計画変更	9.10	一色町供用開始 (矢作川流域下水道)
9.12	環境影響評価法施行令の公布(9.12施行)	10.3	愛知県2010計画	10.4	扶桑町が下水道事業着手 赤羽根町が下水道事業着手 渥美町が下水道事業着手
10.5	水質汚濁防止法施行令の一部改正の公布(10.6施行) (廃PCB等処理施設を特定施設とした)				
10.9	排水基準を定める総理府令等の一部改正の公布(10.10施行)			10.10	高浜市供用開始 (衣浦東部流域下水道)
10.12	愛知県環境影響評価条例の公布(11.6施行)	10.12	矢作川流域下水道の都市計画変更		
		11.2	衣浦西部流域下水道の都市計画変更	11.3	安城市供用開始 (衣浦東部流域下水道)
11.7	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(12.4施行) 〈下水道法、都市計画法、地方自治法関係〉 ダイオキシン類対策特別措置法の公布(12.1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の公布(13.4施行)	11.7	日光川上流流域下水道の都市計画変更		

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>平成</p> <p>11. 11 地方分権の推進を図るための法律の整備等に関する法律の施行に伴う建設省関係政令の整備等に関する政令の公布(12. 4施行)</p> <p>11. 12 下水道法施行令の一部を改正する政令(12. 1施行、ダイオキシン関係)</p> <p>12. 1 排水基準を定める総理府例の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令の公布(12. 2施行、セレン関係)</p> <p>12. 3 過疎地域自立促進特別措置法の公布(12. 4施行)</p> <p>12. 5 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の公布(13. 5施行)</p> <p>12. 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係わる特定施設の整備の促進に関する法律の公布(12. 10施行) 浄化槽法の一部を改正する法律の公布(13. 4施行)</p> <p>13. 3 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(13. 5施行)</p>	<p>平成</p> <p>12. 4 日光川上流流域下水道が供用開始 愛知県下水道科学館が開館 愛知県下水道公社が愛知水と緑の公社に名称変更</p> <p>12. 8 五条川左岸流域下水道の都市計画変更</p> <p>12. 10 知多湾等流総計画の大臣承認</p> <p>12. 11 豊川流域下水道の都市計画変更 新川東部流域下水道の都市計画決定</p> <p>13. 3 日光川上流流域下水道の都市計画変更</p> <p>13. 4 五条川右岸流域下水道が供用開始</p>	<p>平成</p> <p>12. 3 東栄町東栄浄化センターが供用開始</p> <p>12. 4 稲沢市供用開始 (日光川上流流域下水道) 平和町供用開始 (日光川上流流域下水道)</p> <p>12. 6 尾張旭市西部浄化センターが供用開始</p> <p>13. 4 常滑市常滑浄化センターが供用開始 岩倉市供用開始 (五条川右岸流域下水道) 一宮市供用開始 (五条川右岸流域下水道)</p>

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>平成 13. 6 下水道法施行令の一部を改正する政令(13.7施行、「ほう素」、「ふっ素」及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」関係)</p> <p>14. 3 市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(14.3施行、流域下水道に関する特例)</p> <p>15. 6 特定都市河川浸水被害対策法の公布(16.5施行)</p>	<p>平成 13.10 境川流域下水道の都市計画変更</p> <p>13.11 矢作川流域下水道の都市計画変更</p> <p>14. 3 建設技術研究所の下水道研究室の廃止</p> <p>14. 4 境川流域下水道訴訟上告審判決(県側勝訴)</p> <p>14. 8 衣浦東部流域下水道の都市計画変更</p> <p>14.10 日光川下流流域下水道の都市計画決定</p>	<p>平成 13. 4 吉良町供用開始 (矢作川流域下水道) 幸田町供用開始 (矢作川流域下水道)</p> <p>13.10 豊山町が下水道事業着手 師勝町が下水道事業着手 西春町が下水道事業着手</p> <p>14. 8 江南市供用開始 (五条川右岸流域下水道)</p> <p>14.12 幡豆町供用開始 (矢作川流域下水道)</p> <p>15. 1 蟹江町が下水道事業着手 弥富町が下水道事業着手</p> <p>15. 4 赤羽根町赤羽根浄化センターが供用開始 渥美町渥美浄化センターが供用開始</p> <p>15. 6 七宝町が下水道事業着手 美和町が下水道事業着手 甚目寺町が下水道事業着手 大治町が下水道事業着手 佐屋町が下水道事業着手 佐織町が下水道事業着手</p> <p>15. 8 田原町と赤羽根町が合併して田原市が誕生</p>

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
平成		
15. 9 下水道法施行令の一部改正の公布(16.4施行) (認可基準の明確化、合流式下水道の改善、水処理の高度化)	平成	
15. 10 日本下水道事業団の特殊法人から地方共同法人への移行	15. 10 矢作川流域下水道の都市計画変更	平成 16. 2 藤岡町が下水道事業着手 16. 3 一宮市供用開始 (日光川上流流域下水道)
16. 4 特定都市河川浸水被害対策法施行令の公布(16.5施行)		16. 4 尾西市供用開始 木曾川町供用開始 祖父江町供用開始 (日光川上流流域下水道)
16. 5 特定都市河川浸水被害対策法施行規則の公布(16.5施行)	16. 10 渥美湾等及び知多湾等流総計画の大臣承認	日進市南部浄化センターが供用開始
17. 4 地域再生法の公布・施行 地域再生法施行令の公布・施行 地域再生法施行規則の公布・施行 (汚水処理施設整備交付金) 下水道法の一部改正(17.10施行)	17. 3 名古屋港海域等流総計画の大臣承認	17. 4 一宮市、尾西市、木曾川町が合併して一宮市が誕生 豊田市、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町が合併して豊田市が誕生 稲沢市、祖父江町、平和町が合併して稲沢市が誕生 佐屋町、立田村、八開村、佐織町が合併して愛西市が誕生 尾西地方特定公共下水道管理組合が一宮市の合併に伴い解散。管理を一宮市に引継ぐ
17. 6 下水道法の一部を改正する法律の公布(17.11施行)		17. 7 西枇杷島町、清洲町、新川町が合併して清須市が誕生
17. 10 下水道法施行令の一部を改正する政令の公布(17.11施行、一部18.4施行) 下水道法施行規則の一部を改正する省令の公布	17. 10 五条川右岸流域下水道の都市計画変更	17. 10 新城市、鳳来町、作手村が合併して新城市が誕生 田原市と渥美町が合併して田原市が誕生

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>平成</p> <p>17. 10 下水道法施行規則の一部を改正する省令の公布 下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令の公布</p> <p>18. 11 下水道法施行令の一部を改正する政令の公布(18. 12施行)</p> <p>19. 3 伊勢湾等流域別下水道整備総合計画の策定</p>	<p>17. 12 日光川上流流域下水道の都市計画変更</p> <p>18. 1 新川流域が特定都市河川流域に指定</p> <p>18. 2 衣浦東部流域下水道の都市計画変更 新川西部流域下水道の都市計画決定</p> <p>18. 11 新川東部流域下水道の都市計画変更</p> <p>19. 2 豊川流域下水道の都市計画変更</p> <p>19. 4 日光川下流流域下水道の都市計画変更</p> <p>19. 7 境川及び五条川左岸流域下水道の都市計画変更</p> <p>20. 3 新川東部流域下水道の供用開始</p>	<p>平成</p> <p>17. 10 設楽町と津具村が合併して設楽町が誕生</p> <p>17. 11 豊根村と富山村が合併し豊根村が誕生</p> <p>18. 1 岡崎市と額田町が合併し岡崎市が誕生</p> <p>18. 2 豊川市と一宮町が合併し豊川市が誕生</p> <p>18. 3 師勝町と西春町が合併し北名古屋市が誕生</p> <p>18. 4 弥富町と十四山村が合併し弥富市が誕生 大口町供用開始 (五条川右岸流域下水道)</p> <p>18. 6 清須市が下水道事業着手 春日町が下水道事業着手</p> <p>19. 4 扶桑町供用開始 (五条川右岸流域下水道)</p> <p>20. 1 豊川市、音羽町、御津町が合併し豊川市が誕生</p> <p>20. 3 北名古屋市供用開始 (新川東部流域下水道) 豊山町供用開始 (新川東部流域下水道) 豊田終末処理場(豊田市)を廃止し境川流域下水道へ接続</p>

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
	<p>平成 20. 7 豊川流域下水道の都市計画変更</p> <p>21. 2 新川東部流域下水道及び新川西部流域下水道の都市計画変更</p> <p>22. 3 日光川下流流域下水道の供用開始</p> <p>22. 12 境川流域下水道、新川流域下水道、日光川下流流域下水道、五条川左岸流域下水道、日光川上流流域下水道、五条川右岸流域下水道、衣浦西部流域下水道、矢作川流域下水道、衣浦東部流域下水道、豊川流域下水道の都市計画変更</p>	<p>平成 20. 3 黒笹浄化センター（三好町）を廃止し境川流域下水道へ接続。</p> <p>21. 4 八帖処理場（岡崎市）を廃止し矢作川流域下水道へ接続</p> <p>21. 10 清須市、春日町が合併し清須市が誕生</p> <p>22. 1 三好町がみよし市に市制移行</p> <p>22. 2 豊川市、小坂井町が合併し豊川市が誕生</p> <p>22. 3 七宝町、美和町、甚目寺町が合併し、あま市が誕生 津島市供用開始 （日光川下流流域下水道） 愛西市供用開始 （日光川下流流域下水道） 弥富市供用開始 （日光川下流流域下水道） あま市供用開始 （日光川下流流域下水道） 大治町供用開始 （日光川下流流域下水道） 蟹江町供用開始 （日光川下流流域下水道）</p>

### 13. 水質保全

水質環境基準は環境基本法第16条において、人の健康を保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準により定められるものとされています。

人の健康の保護に関する環境基準として「健康項目」27項目が定められており、全水域において直ちに達成しなければならない項目です。また、生活環境の保全に関する環境基準として「生活環境項目」があり、その基準は、水域別（河川、湖沼、海域）に類型指定されています。平成15年11月5日に生活環境項目として、新たに類型区分が設定され公共用水域における水生生物及びその生息、又は生育環境を保全する観点から全亜鉛が追加されています。

#### (1) 水質基準

別表1 人の健康の保護に関する水質基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/l 以下	規格61.2又は61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/l 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	付表7に掲げる方法

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」より抜粋

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/l 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法 又はガラス電極を用 いる水質自動監視測 定装置によりこれと同 程度の計測結果の得 られる方法	規格21に定め る方法	付表8に掲げる 方法	規格32に定める方法 又は隔膜電極を用 いる水質自動監視測 定装置によりこれと同 程度の計測結果の得 られる方法	最確数による 定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)  
試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の1(1)による。)	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)			

(2) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道2、3級 水産 2 級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	
B	水産 3 級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/l 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法	付表 8 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2、3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1 級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
 水産 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l 以下	0.005mg/l 以下	第1の2の(2)により 水域類型毎に指定 する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l 以下	0.01mg/l 以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l 以下	0.03mg/l 以下	
IV	水産2種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	
測定方法		規格 45.2, 45.3 又は 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

(注)1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産 1 級 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産 2 級 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産 3 級 : コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全 重 鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の1(1)による。)	

## 2 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されな いこと。	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定 する水 域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5mg/l 以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表10に掲げる方法	
<p>備考</p> <p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。          試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。  <math display="block">\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/l}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50</math>         (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml)          (b) : 蒸留水について行なった空試験値(ml)  <math>f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3</math> : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力価</p>							

- (注)1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下	第1の2の(2)により 水域類型毎に指定 する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/l 以下	0.09mg/l 以下	
測定方法		規格 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注)1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水産1級 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2級 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3級 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

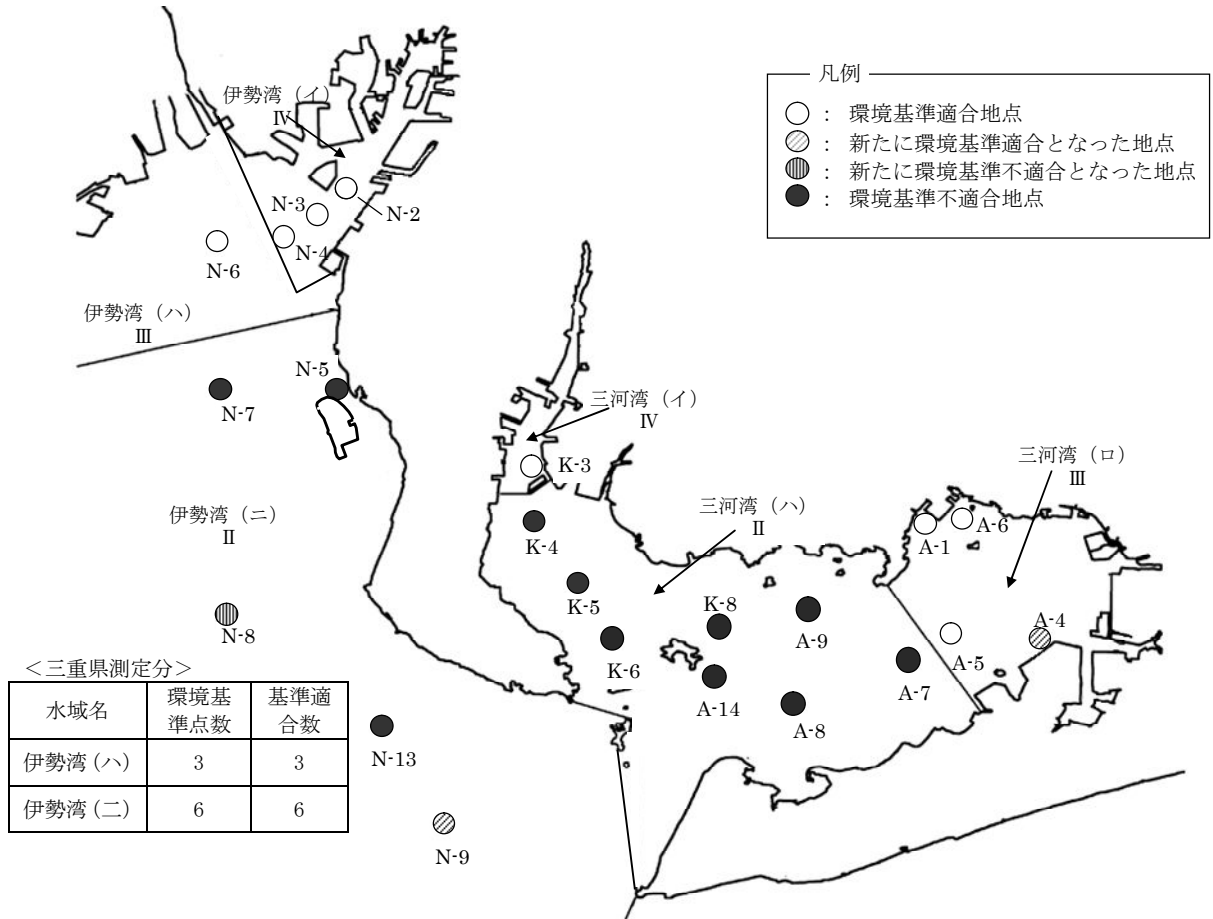
ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下	第1の2の (2)により水域 類型ごとに指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.01mg/l 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の1(1)による。)	





図一 環境基準の適合状況 (T-N)



図一 環境基準の適合状況 (T-P)

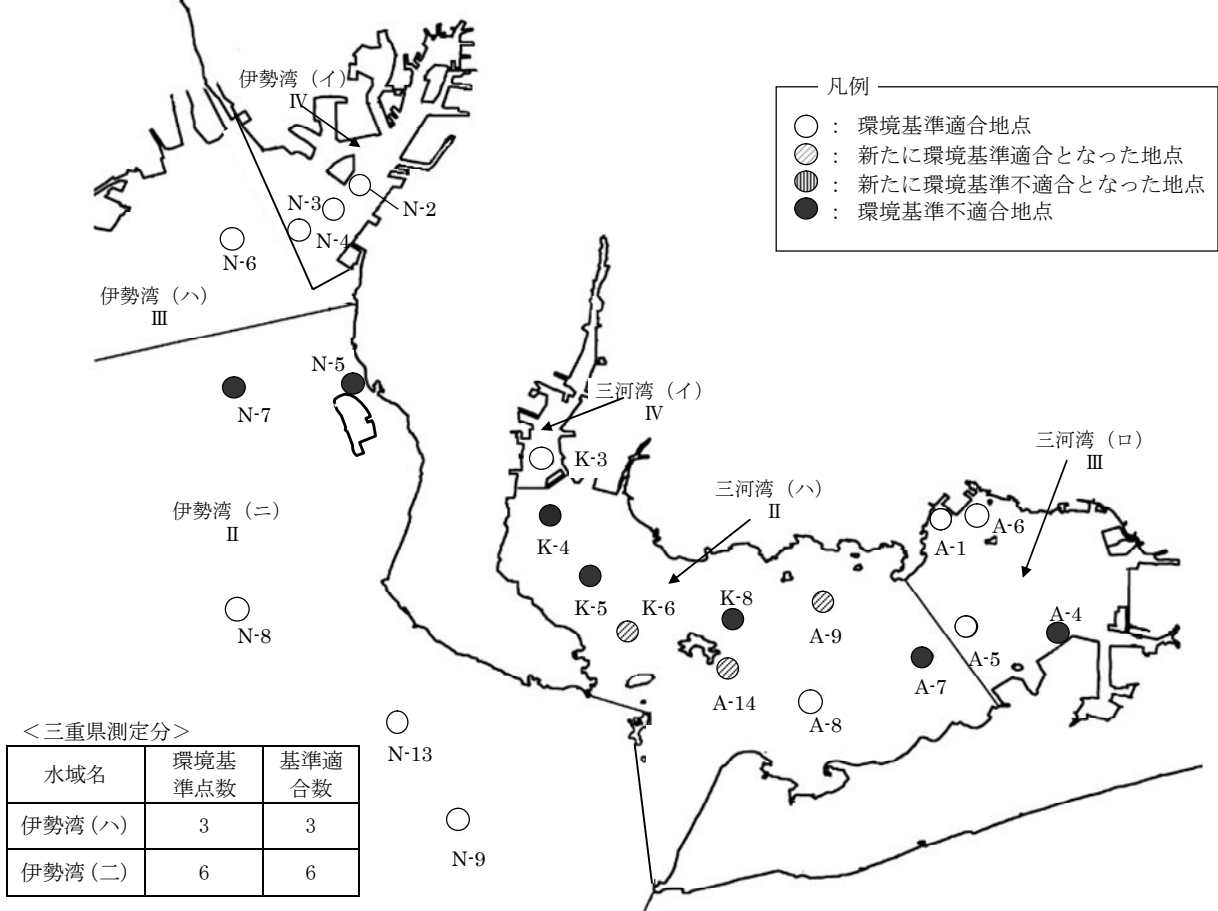


表-2-1 河川における BOD の経年変化 (75%水質値) その1

水域区分	水域名	類型・期間 (基準値)	指定年月日	地点番号	地点名	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
木曾川 水域	木曾川中流	A・ロ (2mg/l 以下)	45.9.1	1*	犬山橋	1.3	1.0	0.8	1.1	1.0	1.0	1.1	1.0	1.2	1.0	1.2	1.1	1.0	1.2
	木曾川下流	A・イ (2mg/l 以下)  (B・ロ)	14.7.15  (45.9.1)	2	愛岐大橋	0.9	0.8	0.8	1.0	0.9	1.0	1.0	0.8	1.1	0.9	0.9	1.0	0.7	1.0
				3	木曾川橋 (笠松)	1.1	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	1.0	0.8	1.1	1.1	1.1	1.2	0.8	1.0
				4*	濃尾大橋(起)	1.2	0.8	0.9	1.0	0.9	1.1	1.0	1.0	1.3	1.1	1.0	1.0	1.0	1.3
				5	東海大橋 (成戸)	3.0	1.9	2.2	2.9	1.6	1.7	1.8	1.4	1.3	1.2	1.5	1.2	1.0	1.3
				6	尾張大橋 (弥富)	-	-	2.1	2.1	1.4	1.1	1.3	1.0	1.0	0.9	1.8	0.9	1.1	0.9
	郷瀬川	-	-	7	公園橋	11**	6.6**	5.3**	14**	12**	9.9**	16**	15	17	11	26	14	9.2	18
庄内 川 等 水 域	日光川	E・ハ (10mg/l 以下)	46.5.25	8	板倉橋	26	23	18	19	16	16	16	13	11	15	10	15	16	14
				9*	北今橋	96	56	52	52	27	15	18	13	15	27	12	14	9.7	13
				10	日光橋	-	-	16	15	14	10	12	10	10	11	10	8.9	9.8	8.5
				11*	日光大橋	29	18	13	19	14	13	17	12	13	10	7.6	13	11	9.7
	新川下流	E・ハ (10mg/l 以下)	46.5.25	12	比良新橋	12	7.7	11	10	13	11	14	11	11	13	12	11	9.5	10
				13	新川橋	25	16	16	15	22	17	15	13	14	18	12	12	12	11
				14*	萱津橋	26	12	14	15	15	15	15	15	16	12	11	11	9.2	12
				15	日の出橋	-	-	4.1	5.5	3.9	4.5	4.4	5.8	3.5	4.9	4.0	5.2	3.9	5.0
	五条川下流	E・イ (10mg/l 以下) (E・ハ)	8.3.29 (46.5.25)	16*	待合橋	9.5	8.4	10	7.2	11	11	15	13	13	17	15	10	12	9.2
				17	稲春橋	10	9.4	11	9.9	13	14	11	15	12	10	13	7.3	8.4	9.3
	合瀬川	-	-	18	十三塚橋	6.5	11	16	9.3	7.8	9.0	10.0	6.8	5.8	7.5	7.9	7.0	7.8	5.6
	大山川	-	-	19	小向橋	7.7	4.7	6.3	6.3	9.5	8.9	11	12	10	7.8	14	8.5	9.5	11
	庄内川中流 (1)	B・イ (3mg/l 以下) (C・イ)	12.3.31 (61.3.31)	20*	城嶺橋	5.0	2.6	1.4	1.9	2.6	1.7	2.1	1.8	1.6	1.8	1.7	2.2	1.5	2.1
	庄内川中流 (2)	D・イ (8mg/l 以下) (D・ハ)	8.3.29 (46.5.25)	21*	大留橋	4.2	3.5	1.8	2.5	3.0	2.2	2.5	2.3	2.5	2.6	2.6	2.5	2.4	3.3
				22*	水分橋	24	9.1	3.4	7.6	8.1	7.1	5.6	6.2	7.6	7.5	9.2	6.7	6.2	5.6
庄内川下流	D・イ (8mg/l 以下) (E・ハ)	8.3.29 (46.5.25)	23*	枇杷島橋	17	8.8	4.3	6.6	5.8	4.9	4.6	4.0	5.2	4.7	6.2	6.2	4.8	4.7	
			24	庄内新川橋	11	5.3	3.0	3.4	2.2	2.9	2.8	3.4	2.5	3.3	3.6	2.6	3.1	3.2	
水野川	-	-	25	荻坪橋	-	3.0**	2.9**	2.9**	2.5**	3.5**	4.1**	3.9	4.2	4.5	3.8	3.2	3.9	4.5	
八田川	-	-	26	御幸	-	-	-	-	26	25	24	34	28	36	30	34	22	15	
矢田川上流	D・ロ (8mg/l 以下)	46.5.25	27	宮下橋	-	-	-	-	-	-	-	18	21	16	17	21	11	14	
			28*	大森橋	47	25	17	11	13	17	13	9.0	13.0	10	12	16	10	11	
矢田川下流	D・イ (8mg/l 以下) (E・イ) (E・ロ)	17.3.25 (8.3.29) (46.5.25)	29*	天神橋	12	13	6.4	8.1	10	9.5	8.3	9.9	8.2	8.8	11	10	10	8.0	
瀬戸川	-	-	30	共栄橋	-	-	22	31	40	35	45	28	32	32	39	44	29	24	

(注) 1 この表は、河川におけるBODの環境基準適合状況を判断するために75%水質値で示したものである。  
 2 地点番号の\*印は環境基準地点である。  
 3 郷瀬川・公園橋の\*\*印は彩雲橋の値である。水野川・荻坪橋の\*\*印は大森橋の値である。

(単位：mg/l)

62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1.1	0.8	0.9	1.0	1.0	1.2	1.0	1.3	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	1.2	0.8	0.7	0.9
1.0	0.8	0.7	0.8	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9	0.7	0.8	0.7	0.9	0.7	0.8	0.7	0.6	-	-	-	-	-
1.0	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	0.9	0.9	0.8	0.8	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	1.2	0.7	0.6	0.8
0.9	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	0.9	1.1	0.9	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6	0.7	0.5	0.9	0.9	0.6	0.6
1.2	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	0.7	1.3	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.9	0.8	0.6	0.7	0.7	0.6	0.9	0.8	<0.5	0.6
1.4	0.7	0.5	1.4	0.5	<0.8	0.5	0.9	0.5	0.6	0.6	0.5	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.5	1.0	-	-	-	-	-
9.9	12	8.1	12	10	7.8	9.6	10	10	13	5.4	5.9	5.6	5.5	5.5	4.4	2.8	2.3	2.3	2.8	3.9	3.0	2.3	2.1
10	11	12	6.5	16	10	15	18	9.8	10	13	12	10	10	12	12	9.0	12	9.8	7.6	10	5.6	4.4	3.9
14	12	9.4	9.8	11	8.8	11	10	7.2	9.1	8.5	8.7	9.8	9.0	8.8	5.7	6.2	7.9	7.5	6.2	7.0	5.8	3.8	3.8
7.1	7.1	5.8	4.4	5.9	5.3	4.5	5.5	4.6	7.3	8.5	4.9	5.6	4.8	5.2	4.7	4.6	4.5	4.3	3.8	3.4	3.9	4.3	3.6
8.4	6.5	7.1	5.2	5.8	4.5	4.9	5.9	5.6	4.5	4.3	5.8	6.0	6.8	5.0	5.0	4.5	4.7	4.4	3.2	4.3	3.4	3.7	4.0
9.6	11	12	13	11	10	9.2	9.2	12	6.2	5.6	5.8	6.8	6.0	6.1	5.8	5.5	3.7	4.1	3.7	4.5	5.4	3.5	2.9
13	11	14	13	10	10	12	12	11	11	9.4	8.2	8.4	8.3	10	8.0	8.3	8.2	6.8	5.6	6.3	5.7	3.7	3.3
12	11	13	9.9	9.2	9.4	9.9	9.6	9.7	10	8.0	6.8	6.0	5.2	8.9	8.0	5.6	4.7	5.4	4.9	4.2	4.6	3.9	3.7
4.8	5.2	4.2	4.4	4.2	5.1	4.6	6.2	5.1	5.6	5.0	4.6	4.3	3.6	5.8	3.4	2.8	2.9	3.0	2.4	2.6	2.6	1.9	1.8
7.7	7.6	7.7	6.8	7.2	6.7	8.4	9.5	7.0	5.4	4.1	5.0	4.7	4.4	4.3	4.0	2.6	3.0	4.1	2.5	3.4	2.7	3.4	2.0
8.5	7.8	8.6	9.1	8.8	8.2	8.2	8.9	8.0	6.2	5.8	5.8	6.4	5.4	7.3	7.0	4.8	4.6	3.9	3.7	6.3	4.7	5.1	2.7
6.1	10	5.8	7.7	5.5	3.6	3.5	3.7	3.3	3.0	3.2	3.5	2.8	3.1	3.8	3.2	2.5	2.2	2.1	3.5	2.6	2.4	2.9	1.7
15	15	14	10	13	10	10	11	11	12	10	13	12	10	10	7.8	6.1	7.4	7.9	10	14	17	7.8	8.0
1.7	1.7	1.9	2.4	1.7	1.2	1.6	2.0	1.6	1.5	1.2	1.7	0.9	1.0	1.1	1.1	0.9	0.8	1.0	0.9	1.4	1.1	1.3	1.9
3.2	2.6	1.8	3.0	2.7	1.7	2.0	2.4	1.8	1.8	1.5	2.1	1.0	1.3	1.2	1.3	1.0	1.0	1.1	0.9	1.7	1.0	1.3	2.4
7.3	5.1	5.6	6.5	3.6	5.0	6.1	8.2	9.3	8.0	5.6	6.6	6.2	5.1	6.2	5.9	4.7	4.5	5.0	4.1	9.5	3.8	5.4	7.6
4.3	5.5	5.2	6.9	7.0	5.2	5.3	7.0	5.9	5.5	5.0	4.7	4.5	3.6	3.7	4.4	4.5	4.2	4.8	4.4	5.6	3.0	3.4	3.7
3.4	3.4	4.1	3.8	3.3	3.6	3.6	4.4	3.2	3.3	2.8	2.8	2.7	1.9	2.6	2.4	3.0	2.2	2.4	2.0	2.5	1.8	2.3	5.5
4.2	3.3	3.4	3.5	3.2	3.4	5.2	5.4	5.5	3.1	2.5	4.1	4.1	2.6	3.3	3.2	2.2	1.8	2.3	1.5	1.9	2.1	2.2	1.6
16	22	24	21	24	24	22	16	16	15	13	11	13	11	11	11	12	15	11	14	10	15	11	14
11	9.9	10	8.7	9.1	9.3	9.8	10	10	11	7.8	10	9.3	8.5	13	9.4	7.5	9.4	10	7.8	9.5	6.4	6.9	4.7
11	12	9.6	9.2	10	9.6	10	11	11	12	8.7	12	12	7.9	11	12	8.6	12	11	9.0	8.0	6.4	6.4	6.4
8.8	6.6	6.4	5.5	7.7	5.5	6.4	8.2	7.0	6.7	5.3	4.8	5.8	4.1	5.2	5.1	4.6	3.2	5.7	4.0	4.2	2.2	3.2	5.1
33	22	29	17	21	21	21	32	22	23	11	10	18	17	16	12	13	9.8	11	7.6	8.6	6.1	6.4	4.7

表-2-1 河川における BOD の経年変化 (75%水質値) その2

水域区分	水域名	類型・期間 (基準値)	指定年月日	地点番号	地点名	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	
名古屋市 内 水 域	荒子川	E・イ (10mg/l 以下) (E・ハ)	9.3.31 (45.9.1)	31*	荒子川ポンプ所	21	17	12	11	13	11	12	8.1	8.3	9.6	9.2	13	13	9.2	
	中川運河	E・イ (10mg/l 以下) (E・ハ)	9.3.31 (45.9.1)	32*	東海橋	15	13	11	7.1	13	10	12	8.2	9.3	6.7	5.9	9.9	20	13	
	堀川	D・イ (8mg/l 以下) (E・ハ)	9.3.31 (45.9.1)	33	小塩橋	15	10	12	7.4	5.8	8.8	6.2	5.8	9.0	7.8	5.7	7.2	6.5	7.7	
				34*	港新橋	6.9	6.6	4.4	2.6	5.8	4.3	4.0	4.3	5.4	3.6	5.5	5.9	5.9	5.9	
	新堀川	-	-	35	日の出橋	11	8.6	7.1	3.8	5.5	5.5	3.8	3.8	5.1	5.1	4.8	4.5	5.3	5.1	
	山崎川	D・イ (8mg/l 以下) (E・ハ)	9.3.31 (45.9.1)	36*	道徳橋	13	8.3	11	5.8	10	9.8	5.0	4.4	4.8	8.1	6.3	7.3	6.3	8.5	
	天白川	C・イ (5mg/l 以下) (E・ハ)	9.3.31 (45.9.1)	37	天白橋	12	6.3	6.4	7.7	7.2	7.1	8.3	8.5	8.9	7.1	8.6	9.1	7.7	7.8	
				38*	千鳥橋	5.7	6.1	6.1	5.6	7.2	7.2	8.5	10	6.2	6.2	6.5	6.3	5.6	5.8	
	境 川 等 水 域	境川上流	B・ハ (3mg/l 以下)	45.9.1	39*	新境橋	10	6.2	8.3	6.4	11	7.8	7.6	6.4	9.8	7.9	7.4	8.8	7.6	7.8
		境川下流	C・ロ (5mg/l 以下)	45.9.1	40*	境大橋	12	10	9.3	8.2	15	9.0	9.6	9.1	8.4	8.2	10	11	7.6	10
逢妻川上流		D・ハ (8mg/l 以下)	45.9.1	41	御乗替橋	7.2	6.5	6.4	6.5	13	12	10	14	29	21	26	20	12	13	
				42	宮前橋	8.7	9.5	6.6	10	12	10	9.1	9.6	12	12	8.3	8.0	6.8	6.7	
				43*	境大橋	9.2	9.0	7.3	9.3	10	9.3	10	11	10	8.2	10	10	8.4	7.7	
逢妻川下流		D・イ (8mg/l 以下) (E・ロ)	10.3.30 (45.9.1)	44*	市原橋	11	10	6.9	5.2	8.4	8.3	8.2	7.2	11	7.9	10	7.9	7.4	5.6	
猿渡川		D・ハ (8mg/l 以下)	45.9.1	45*	三ツ又橋	8.7	9.6	7.3	9.0	9.1	10	8.2	12	12	11	11	11	9.0	10.0	
稗田川		C・ロ (5mg/l 以下)	45.9.1	46*	稗田橋	28	24	11	20	20	17	15	20	32	18	23	20	15	16	
高浜川		C・ロ (5mg/l 以下)	45.9.1	47*	高浜橋	13	10	11	7.8	12	12	7.8	13	9.8	9.8	9.4	8.6	4.6	7.7	
新川		C・ロ (5mg/l 以下)	45.9.1	48*	水門橋	11	8.1	11	8.6	6.4	4.0	6.0	7.8	7.3	7.1	6.8	10	8.9	6.1	
長田川	C・ロ (5mg/l 以下)	45.9.1	49*	潭水橋	17	7.2	7.6	5.6	8.1	11	6.7	11	8.6	10	10	12	8.5	5.9		
半場川	C・ロ (5mg/l 以下)	45.9.1	50*	坂下橋	16	12	11	7.4	9.5	9.2	7.5	8.8	9.1	12	9.6	10	5.8	8.0		
朝鮮川	C・イ (5mg/l 以下) (C・ロ)	10.3.30 (45.9.1)	51*	坂下小橋	6.8	3.9	5.6	4.1	6.0	5.6	6.3	8.1	9.2	6.4	9.0	6.5	4.0	4.6		
阿久比川	C・ロ (5mg/l 以下)	47.3.31	52*	半田大橋	7.0	5.4	5.7	6.6	9.1	6.8	7.0	7.0	7.9	6.5	6.0	6.0	7.3	5.6		
矢作 川 水 域	矢作川上流 (1)	AA・イ (1mg/l 以下)	48.3.30	53*	矢作ダム	1.5	1.1	1.1	1.0	0.8	1.1	0.8	0.8	0.6	0.7	1.1	0.6	1.1	0.7	
	矢作川上流	A・イ (2mg/l 以下)	45.9.1	54	富国橋	0.9	0.8	0.6	0.9	0.8	0.8	1.0	1.3	1.0	1.3	1.0	0.9	0.8	0.9	
				55*	明治用水頭首工	1.0	1.0	0.7	0.6	0.8	1.0	0.7	0.9	1.1	1.0	1.3	1.2	1.0	1.0	
	矢作川下流	B・イ (3mg/l 以下)	45.9.1	56*	岩津天神橋	1.4	1.2	1.4	0.7	1.0	1.7	1.6	3.4	2.8	1.5	1.3	1.5	1.2	1.2	
				57	木戸	-	-	1.1	0.9	1.4	1.5	1.1	1.4	1.6	0.9	1.2	2.2	2.1	1.5	
58*				米津大橋	2.8	1.6	1.6	1.1	1.3	1.3	1.1	1.3	1.5	0.9	1.4	2.2	2.4	1.8		
59	中畑橋 (伏見橋)	3.3	1.8	1.8	1.5	2.0	1.7	1.5	2.3	2.1	1.9	1.8	2.0	2.8	2.1					

(注) 1 この表は、河川における BOD の環境基準適合状況を判断するために 75%水質値で示したものである。  
 2 地点番号の\*印は環境基準地点である。

(単位：mg/l)

62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
9.7	9.1	7.1	8.0	7.5	8.8	8.3	8.9	8.8	9.9	9.3	8.7	9.4	9.6	10	8.8	8.0	7.4	7.4	6.2	9.6	7.4	7.0	6.0
22	13	12	8.1	7.2	9.6	10	9.3	9.7	8.9	6.8	9.5	8.1	9.9	10	8.8	9.2	10	9.0	8.4	8.0	8.6	6.6	8.9
4.3	5.0	4.3	5.7	7.2	5.4	6.4	7.8	6.2	6.8	7.2	6.5	5.7	4.9	6.9	5.9	4.4	3.2	4.2	3.6	4.4	3.8	3.5	3.3
5.6	5.8	4.6	4.9	4.6	5.4	6.0	5.7	5.7	5.8	5.2	4.8	7.4	6.5	8.5	5.9	6.0	6.2	5.0	4.5	6.6	5.2	4.2	4.9
5.4	4.6	4.9	3.7	7.4	7.6	9.3	10	9.2	7.8	8.5	5.4	5.6	6.2	11	5.2	6.4	5.8	5.6	5.0	6.0	5.0	4.2	6.1
8.6	5.8	5.1	6.6	4.9	5.8	5.4	7.3	5.8	6.5	4.6	4.6	4.4	5.2	8.0	7.2	4.4	4.2	3.8	4.5	3.9	4.4	4.7	4.2
8.8	7.4	7.9	7.0	9.8	7.1	7.4	7.4	6.5	6.6	8.0	7.3	6.1	7.5	9.3	6.0	6.8	7.2	6.2	7.5	7.8	4.8	5.3	5.4
7.6	4.3	5.3	4.1	3.7	4.3	3.8	5.5	5.0	6.4	5.4	4.6	4.8	5.7	8.2	8.4	2.8	4.4	3.5	3.3	4.0	3.9	5.1	5.4
9.1	6.3	7.8	6.2	5.4	5.6	6.9	6.4	7.1	6.1	5.6	5.9	6.6	5.3	7.6	4.2	5.5	3.0	4.3	3.8	3.7	3.2	4.3	5.7
13	7.0	11.0	8.3	7.2	8.3	8.5	10	9.3	8.9	10	6.3	8.7	6.0	7.7	5.7	7.0	4.2	4.8	5.2	2.9	3.1	2.9	3.7
8.8	11	9.4	11	8.7	7.1	11	16	6.7	10	8.4	6.0	8.5	10.0	5.7	7.1	8.8	5.7	6.7	6.4	3.7	4.1	3.6	5.6
8.2	9.2	7.4	8.4	7.2	7.1	7.2	10	9.9	7.0	7.3	8.1	7.6	6.2	6.1	6.8	7.6	6.3	5.1	3.7	3.1	2.7	2.2	2.4
8.5	7.6	7.4	7.4	8.7	8.5	9.0	9.4	7.3	10	5.8	6.0	8.2	6.9	6.7	7.4	5.6	5.7	4.8	4.1	3.8	3.7	3.1	3.6
7.8	5.8	5.3	4.3	7.8	6.0	5.0	5.4	7.8	7.4	4.9	4.8	4.9	4.5	4.5	5.4	4.4	3.9	3.2	2.7	3.6	2.7	1.7	3.6
13	9.1	14	9.6	12	12	10	10	18	13	9.3	10	11	7.8	9.5	8.3	8.1	4.8	6.8	4.9	5.7	3.6	4.8	3.9
19	15	22	15	16	14	14	16	18	16	15	12	12	11	9.3	7.5	8.1	7.8	5.5	4.4	4.3	3.8	3.1	2.9
9.3	7.4	8.0	8.3	5.4	7.1	4.5	6.4	5.5	6.3	4.3	4.2	5.9	3.8	4.7	3.6	5.6	3.6	3.5	3.2	4.6	2.4	2.4	2.4
7.1	8.3	8.4	9.8	5.7	7.2	5.4	6.8	6.8	7.1	5.5	4.9	4.9	5.1	6.8	4.0	5.5	4.9	4.1	6.0	4.3	3.1	3.2	5.2
7.3	8.4	6.0	8.0	7.4	6.0	7.2	9.6	5.7	6.8	4.7	5.3	5.4	4.9	6.6	6.4	5.4	4.5	4.2	4.4	4.3	2.8	3.0	2.9
8.2	6.2	7.2	6.5	6.6	7.0	6.5	7.4	8.4	6.4	5.7	5.6	5.3	5.3	6.0	6.2	5.1	5.5	4.0	2.8	3.2	2.3	2.8	2.1
6.9	6.5	7.7	5.3	5.7	4.7	4.5	5.0	4.6	4.4	4.1	4.0	4.8	3.4	5.2	3.8	3.2	4.3	3.8	4.0	3.7	2.2	2.8	3.0
6.9	7.1	6.2	6.0	6.6	9.0	9.5	6.5	6.0	5.6	2.9	5.2	3.8	3.7	2.5	2.8	2.1	2.4	2.2	3.1	2.6	1.7	1.8	1.8
1.0	0.7	1.5	2.1	3.0	1.8	1.5	0.8	0.8	0.6	0.6	0.7	0.9	0.7	0.7	0.6	0.9	0.8	0.7	1.3	1.0	1.0	0.6	0.8
1.7	1.0	1.2	1.1	1.0	1.1	1.0	1.3	1.0	1.1	0.8	1.2	1.0	1.0	1.2	1.0	0.9	1.0	1.1	1.0	0.6	0.7	0.9	0.6
1.3	1.1	1.2	1.0	1.1	1.2	1.2	1.5	1.3	1.5	0.9	1.0	0.9	1.4	1.1	1.3	0.8	0.9	1.1	0.8	1.1	0.7	1.0	0.6
2.0	1.6	1.7	0.9	1.3	1.5	1.7	2.1	1.4	2.1	1.2	1.0	1.2	1.0	1.1	1.1	0.9	0.8	1.0	0.8	1.0	0.7	0.8	0.7
2.2	1.3	2.9	0.9	1.1	1.5	1.7	2.2	1.7	1.6	1.0	1.1	1.1	0.8	1.1	1.0	0.8	0.9	1.0	0.7	1.1	0.8	0.8	0.7
2.1	1.3	1.5	1.2	1.3	1.6	1.8	2.4	1.6	2.4	1.1	1.2	1.0	0.9	1.1	1.0	0.9	0.7	1.0	0.7	1.0	0.7	0.8	0.6
1.5	1.9	1.8	1.6	1.6	2.5	1.4	2.4	2.2	2.9	1.0	1.5	1.0	1.0	1.5	1.3	1.2	0.8	0.9	0.8	0.8	0.8	1.0	0.7

表-2-1 河川における BOD の経年変化 (75%水質値) その3

水域区分	水域名	類型・期間 (基準値)	指定年月日	地点番号	地点名	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
矢作川	巴川	A・イ (2mg/l 以下)	45.9.1	60*	細川頭首工	1.5	0.8	0.9	0.9	0.8	1.2	1.3	1.3	1.2	1.1	1.1	1.2	0.8	0.9
	乙川上流	A・イ (2mg/l 以下)	45.9.1	210	乙川天神橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				61*	岡崎市上水道 取入口	1.3	1.0	1.2	1.0	1.3	1.5	1.5	1.6	2.3	2.3	2.0	2.1	1.6	1.6
	乙川下流	B・イ (3mg/l 以下) (C・ロ)	12.3.31 (45.9.1)	62*	占部用水取入口 (六名)	19	9.0	3.1	3.3	4.9	5.1	4.8	4.7	6.1	7.0	5.2	8.6	5.9	6.4
	鹿乗川	C・ロ (5mg/l 以下)	50.3.31	63*	米津小橋	10	7.7	8.2	5.3	7.6	8.4	7.9	8.0	7.3	11	7.4	5.8	9.3	9.8
	矢作古川	C・イ (5mg/l 以下)	48.3.30	64*	古川頭首工	5.6	1.9	2.4	1.9	2.7	4.5	3.4	2.1	4.2	3.6	4.6	4.3	3.5	3.1
	広田川	-	-	65	吉良頭首工	20	6.5	6.6	4.8	5.9	4.9	3.9	5.0	8.6	8.4	7.6	5.7	8.2	8.5
	介木川	A・イ (2mg/l 以下)	8.3.29	200*	小渡新橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				201	万町浄水場 取入口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男川	A・イ (2mg/l 以下)	8.3.29	202*	学校橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				203	南部簡易水道 浄水場取入口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	雨山川及び 乙女川下流	A・イ (2mg/l 以下)	8.3.29	204*	ツノジ橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				205	万足上橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木瀬川及び 犬伏川下流	A・イ (2mg/l 以下)	11.3.31	206*	堀越橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				207	犬伏橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	豊川上流	AA・イ (1mg/l 以下)	46.5.25	211	出合橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				66*	長篠橋	1.4	0.9	1.0	0.7	0.8	0.8	0.6	0.8	0.7	0.8	0.9	0.8	0.8	0.7
	豊川中流	A・イ (2mg/l 以下) (A・ロ)	11.3.31 (46.5.25)	67	牛淵橋	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	1.2	0.8	0.7	0.8	0.6	0.8	0.8	1.0	0.9
68				石田	1.4	1.6	1.3	0.9	0.9	0.5	0.5	<0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
69*				江島橋	1.2	1.5	1.3	1.1	0.6	0.7	0.6	0.5	<0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
70				当古橋	1.5	1.4	1.0	1.0	0.5	0.8	0.6	0.8	0.7	0.8	0.9	0.7	0.7	0.7	
71				下条	-	-	1.2	0.9	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
豊川下流	B・イ (3mg/l 以下) (B・ロ)	11.3.31 (46.5.25)	72*	吉田大橋	1.8	1.7	1.4	1.7	0.8	1.4	1.2	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0	1.4	1.2	
宇連川	AA・イ (1mg/l 以下)	46.5.25	73	鳳来湖	-	-	1.8	0.9	0.9	1.2	1.3	0.7	0.5	0.5	0.7	0.8	0.8	0.9	
			74*	鳳来橋	1.1	1.1	1.0	0.7	0.6	0.6	0.5	0.7	0.6	0.5	0.7	0.9	0.8	0.5	
			75	大野頭首工	1.7	1.0	0.9	0.9	0.8	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.9	0.7	0.8	
宇利川	-	-	76	大谷橋	-	-	-	-	-	-	1.9	1.4	1.7	1.3	1.6	1.7	1.9		
間川	-	-	77	六孟橋	-	-	1.6	1.8	1.5	1.5	1.4	1.6	1.4	1.5	1.2	1.6	1.0	1.5	
神田川	-	-	78	神田川橋	-	-	1.8**	1.7**	3.5**	3.1**	3.2	3.4	2.5	3.0	2.7	5.2	3.7	3.6	
朝倉川	-	-	79	境橋	-	-	4.1	4.9	6.1	4.4	5.3	4.3	5.4	3.8	3.8	4.3	3.1	4.0	
豊川放水路	C・イ (5mg/l 以下) (C・ロ)	11.3.31 (46.5.25)	80*	小坂井大橋	8.0	4.0	4.8	6.0	6.2	5.1	5.3	2.5	2.5	2.5	2.7	2.3	2.2	1.6	
音羽川	C・イ (5mg/l 以下) (C・ロ)	11.3.31 (46.5.25)	81*	剣橋	5.8	3.2	2.7	3.2	4.2	5.0	2.7	3.2	3.9	4.5	6.5	10	5.7	5.0	

(注) 1 この表は、河川における BOD の環境基準適合状況を判断するために 75%水質値で示したものである。  
 2 地点番号の\*印は環境基準地点である。  
 3 神田川・神田川橋の\*\*印は水道橋の値である。

(単位：mg/l)

62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1.0	0.8	0.6	0.8	0.7	0.9	0.7	0.9	1.0	1.4	0.9	0.6	0.6	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.6	0.8	0.9	0.6	1.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5	0.7
1.4	1.4	1.3	1.6	1.2	1.4	1.3	1.5	1.9	2.3	1.4	1.0	1.2	1.4	1.7	1.3	0.9	1.0	1.3	1.0	1.1	1.0	0.5	0.9
6.6	4.9	7.9	5.2	4.9	6.4	4.3	10	9.6	5.4	4.1	2.9	3.2	3.1	3.9	3.3	1.8	2.1	3.3	2.2	2.2	1.7	0.8	1.5
8.7	7.2	8.3	6.8	5.3	6.1	5.7	6.4	6.6	7.1	4.3	7.1	6.1	5.9	7.1	6.0	5.1	5.3	4.7	5.2	4.6	4.4	1.2	3.5
5.3	3.0	2.6	4.2	2.5	4.5	4.0	4.2	3.1	5.0	3.0	1.7	1.8	2.0	3.1	1.8	1.1	1.3	2.1	1.9	1.1	1.2	3.8	1.9
11	6.4	6.1	8.2	9.1	9.6	7.8	6.3	5.1	6.5	4.0	5.6	3.7	3.8	5.1	3.7	3.6	2.8	4.3	3.1	3.2	2.0	1.6	2.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.9	0.9	1.8	1.0	0.7	0.8	1.0	0.6	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	2.1	0.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.7	0.9	0.9	0.7	<0.5	1.0	0.7	0.5	0.8	0.8	0.6	<0.5	<0.5	0.9	<0.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2	0.9	1.1	1.0	0.7	1.4	0.8	0.8	0.9	0.8	0.6	0.6	0.7	0.6	0.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8	0.7	0.8	0.8	<0.5	1.0	0.9	0.6	0.9	1.1	0.5	0.7	0.5	0.7	0.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.6	0.6	0.8	0.9	<0.5	0.8	0.8	0.5	0.8	0.7	<0.5	0.6	<0.5	0.5	0.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5	0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.9	0.8	0.5	0.8	0.8	0.5	0.7	0.5	0.7	0.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8	0.6	1.6	0.8	0.7	0.9	0.9	0.6	1.0	1.1	0.8	0.6	0.7	0.6	0.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8	0.8	1.0	0.8	0.7	0.8	0.6	1.0	0.8	0.9	0.9	<0.5	<0.5	0.7	0.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.5
0.8	0.6	0.6	0.9	0.7	1.0	1.0	0.7	0.7	0.7	0.8	<0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.8	0.6	0.6	0.8	0.6	0.8	<0.5
0.9	0.8	0.7	0.8	0.9	1.0	1.0	0.7	0.9	0.7	0.7	0.5	0.5	0.7	0.8	0.6	0.6	0.8	0.7	0.6	0.7	0.8	0.7	<0.5
0.8	0.5	<0.5	<0.5	<0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.5	0.6	0.6	0.5	0.7	0.7	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.9	1.1	0.6	0.8
0.6	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7	0.9	0.6	0.8	0.7	0.5	0.6	0.5	0.6	0.7	0.6	0.5	0.5	<0.5	1.1	1.1	0.8	0.7
0.6	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.8	0.6	0.5	0.9	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	0.7	0.5	0.6	0.8	<0.5	1.0	1.0	0.7	0.7
0.5	0.5	0.7	0.5	0.7	0.7	0.8	0.8	0.5	0.7	0.6	0.7	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	-	-	-	0.9	-
1.3	0.9	0.9	0.9	1.1	1.1	1.0	1.0	1.3	0.8	0.6	0.8	0.9	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9	0.6	1.3	1.2	0.9	0.9
0.8	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8	0.5	0.5	0.5	0.7	<0.5	<0.5	0.6	1.1	1.0	<0.5	<0.5	0.5	0.6	0.7	0.8	0.5	<0.5
0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.8	0.7	0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.6	0.7	<0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.8	<0.5
0.9	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.7	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.6	0.7	0.8	0.6	<0.5
2.0	1.4	1.6	2.0	1.6	1.9	2.4	1.7	1.8	1.3	2.1	1.6	1.5	1.6	1.6	2.0	1.7	1.4	1.1	0.9	1.1	1.0	0.8	0.8
1.2	1.3	1.2	1.1	1.5	1.4	1.7	1.1	1.3	1.5	1.2	1.4	1.1	1.5	1.8	1.7	1.8	1.9	1.4	1.0	1.7	1.5	1.4	1.0
4.3	3.2	3.8	4.4	4.5	3.8	4.7	4.5	5.0	6.7	5.4	7.3	10	2.9	4.3	3.9	3.7	3.5	2.5	1.9	2.3	2.1	1.6	1.3
3.5	4.5	3.9	3.8	3.7	3.2	2.7	2.1	2.0	2.0	1.3	1.9	1.5	1.6	2.9	1.5	1.3	1.7	1.3	1.5	1.2	1.6	1.2	0.9
4.1	1.3	1.2	1.9	1.8	1.5	1.9	3.0	2.9	2.7	2.2	1.8	4.7	3.6	1.8	2.2	4.5	1.4	3.5	5.7	2.7	2.9	2.1	2.2
5.7	4.0	7.0	8.6	6.3	4.8	6.6	7.8	7.8	8.2	4.5	3.0	5.1	2.5	3.2	3.4	1.4	1.3	1.6	0.9	1.7	1.3	1.0	0.9

表-2-1 河川における BOD の経年変化 (75%水質値) その4

水域区分	水 域 名	類 型・期 間 (基 準 値)	指定年月日	地点番号	地 点 名	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	
豊 川	白川	-	-	82	念仏橋	-	-	-	-	-	-	-	7.7	11	8.6	8.4	7.9	7.6	8.6	
				83	新白川橋	-	-	7.0	6.0	4.1	5.1	4.6	2.8	2.7	4.2	6.0	4.8	5.3	4.1	
	西古瀬川	-	-	-	84	西古瀬橋	-	-	-	-	-	-	-	7.6	10	16	15	22	8.7	6.9
					85	荒古橋	-	-	4.7	2.6	2.4	3.0	2.7	7.4	3.7	3.6	7.0	9.4	9.6	6.5
							86 *	柳橋	38	38	18	37	47	60	26	24	26	26	44	39
	佐奈川	D・イ (8mg/l 以下) (E・ハ)	11.3.31 (62.3.30)	-	98	浜田橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					87	柳生橋	28	28	6.1	8.9	10	9.4	17	14	17	14	11	15	9.0	7.0
	88	上富田橋	-	-			-	-	-	-	-	9.1	9.9	9.0	10.0	11	5.3	5.8		
	89	市場橋	-	-			6.8	6.6	6.4	6.9	6.9	6.1	6.5	7.6	8.9	8.2	8.4	6.0		
	梅田川	C・ハ (5mg/l 以下)	50.3.31	-	90	飛越橋	-	-	24	15	13	11	9.9	11	8.8	8.4	8.7	16	13	21
91					沢渡橋	-	-	-	-	-	-	8.5	10	6.5	6.4	8.4	9.9	9.2	9.7	
92 *					御殿橋	10	9.2	8.7	8.3	9.7	9.5	7.9	8.0	7.1	6.6	6.5	8.3	8.6	7.1	
93					植田橋	-	-	6.5	6.1	7.1	5.0	6.8	5.8	5.5	6.0	6.4	5.4	4.9	5.5	
浜田川	-	-	-	94	佐久良橋	-	-	-	-	-	-	7.3	8.8	5.5	9.3	9.7	8.6	7.5		
汐川	E・ハ (10mg/l 以下)	62.3.30	-	95	船倉橋	-	-	68	110	76	51	45	24	25	30	23	28	37	28	
天 龍 川 水 域	大千瀬川	AA・ロ (1mg/l 以下)	8.3.29	208 *	常盤橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				209	御殿橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 この表は、河川におけるBODの環境基準適合状況を判断するために75%水質値で示したものである。  
2 地点番号の\*印は環境基準地点である。

表-2-2 湖沼における COD の経年変化 (75%水質値)

水 域 名	類 型・期 間 (基 準 値)	指定年月日	地点番号	地 点 名	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
入鹿池	-	-	96	中央	-	-	3.4	3.6	2.9	3.9	3.6	3.4**	3.3**	3.9**	3.3**	3.3**	3.5**	3.7**
油ヶ淵	B・イ (5mg/l 以下)	45.9.1	97 *	中央	17	11	12	15	13	12	12	12	12	13	13	16	9.9	12

(注) 1 この表は、湖沼におけるCODの環境基準適合状況を判断するために75%水質値で示したものである。  
2 地点番号の\*印は環境基準地点である。  
3 \*\*印は流出口の値である。

(単位：mg/l)

62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
8.0	6.7	7.2	12	15	10	10	9.0	11.0	10	7.3	8.7	9.8	7.0	7.7	7.2	6.2	7.1	8.6	4.8	7.7	5.3	4.3	3.2
6.2	4.6	6.6	7.8	8.1	5.4	6.3	5.7	4.1	4.3	4.1	3.9	3.5	3.9	2.7	3.3	3.1	2.8	3.7	2.2	4.3	3.0	4.1	2.1
6.4	4.1	6.5	9.2	9.5	5.2	8.2	7.8	9.2	10	6.5	5.2	5.2	4.1	4.8	5.8	5.4	6.0	5.1	5.9	5.3	3.8	2.8	2.3
16	8.9	11	25	15	6.2	24	15	20	16	8.9	7.3	11	6.4	9.5	5.4	4.3	3.3	3.4	1.9	2.2	2.0	1.2	1.5
19	20	19	40	26	8.7	21	14	10	9.5	5.0	7.7	6.8	5.5	4.8	3.8	4.7	8.5	4.2	3.2	3.5	2.4	2.0	2.4
4.7	3.5	4.8	7.0	3.9	3.2	2.6	3.3	3.6	3.6	2.8	2.5	4.2	5.4	3.0	3.5	2.5	3.2	3.0	2.5	3.0	1.6	1.7	1.4
7.3	8.9	8.2	8.7	7.7	9.7	9.2	12	9.4	8.6	7.9	8.6	11	7.3	9.5	6.5	4.7	4.3	4.6	3.4	3.8	5.1	3.8	3.4
6.3	5.8	5.2	5.7	6.5	6.3	6.2	11	12	7.1	6.6	8.3	6.7	6.3	5.7	6.2	6.1	5.3	4.7	5.8	6.5	3.8	3.8	4.0
6.6	5.9	5.1	6.0	5.5	6.1	4.5	8.2	8.5	6.9	7.8	7.5	6.9	6.8	6.3	9.4	4.3	6.1	4.6	5.7	5.2	3.1	3.8	5.0
14	14	14	13	10	10	12	10	16	11	14	10	15	11	13	10	7.6	7.9	7.4	6.6	5.1	6.7	4.7	6.7
11	8.3	10	10	6.3	5.2	6.3	7.2	7.9	8.2	5.0	7.7	7.8	9.7	8.8	8.3	5.9	4.7	4.7	3.9	4.3	4.5	4.3	2.9
8.5	7.3	7.7	7.5	6.5	6.7	6.9	7.9	6.8	6.8	5.3	6.9	7.2	6.7	9.8	5.7	4.5	4.6	4.9	3.5	3.1	4.6	3.7	3.5
5.4	5.2	5.1	6.4	5.0	5.0	4.6	4.8	5.2	4.5	4.3	4.6	5.0	6.0	6.2	4.4	5.3	3.7	3.6	2.5	2.5	3.1	2.3	2.0
6.8	5.1	6.7	7.6	6.7	7.8	3.9	6.3	3.9	5.8	4.3	4.5	6.4	5.5	7.5	5.6	4.7	5.3	4.3	4.5	3.6	4.9	3.9	3.2
49	29	14	49	34	20	20	18	14	21	12	13	11	12	14	21	10	9.4	9.2	7.3	3.9	2.5	3.0	3.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9	0.5	0.7	0.7	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.6	0.8	<0.5	0.6	<0.5	0.8	0.7	<0.5	0.8	0.6	<0.5	0.6	0.5	<0.5	<0.5

(単位：mg/l)

62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
3.4**	3.2**	3.4**	3.4**	3.2**	3.4**	5.2**	3.5	5.1	9.9	4.9	4.6	4.7	4.2	3.6	4.3	3.6	4.0	3.8	4.0	4.0	3.9	4.1	3.5
14	13	13	13	9.9	10	9.8	10	11	12	10	9.4	10	9.3	9.9	9.5	11	9.7	10	9.8	9.0	7.6	6.7	7.0

表-2-3 海域におけるCODの経年変化(75%水質値) その1

水域区分	水域名	類型・期間 (基準値)	指定年月日	地点番号	地点名	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
伊勢湾	名古屋港(甲)	C・ハ (8mg/l以下)	46.5.25	101*	N-1	3.9	6.1	4.8	4.8	5.6	5.0	4.0	4.4	4.1	5.0	5.3	7.2	4.0	4.2
				102*	N-2	4.0	4.9	5.2	3.6	3.6	4.5	4.0	3.9	3.1	4.7	4.4	6.7	3.5	4.0
				103*	N-3	2.7	3.9	3.9	3.3	2.9	3.7	3.1	3.2	3.0	2.9	3.5	5.6	2.4	3.0
				110	N-10	4.7	4.7	4.3	4.1	3.9	4.6	4.1	3.8	3.6	4.2	5.1	6.6	3.6	3.7
				111	N-11	-	-	-	-	-	-	-	-	5.0	4.3	4.5	5.0	5.2	4.4
	名古屋港(乙)	B・ロ (3mg/l以下)	46.5.25	104*	N-4	3.0	3.2	3.3	3.4	3.4	3.7	3.3	2.7	2.8	3.2	3.8	5.1	2.5	2.8
	常滑地先海域	B・ロ (3mg/l以下)	46.5.25	105*	N-5	2.6	2.4	2.4	2.7	3.1	2.3	2.4	4.2	2.5	3.9	4.2	5.0	3.2	3.9
				112	N-12	-	-	-	-	-	-	-	3.6	2.2	2.5	3.2	2.5	2.4	2.5
	伊勢湾	A・イ (2mg/l以下)	46.5.25	106*	N-6	2.8	3.2	3.0	3.3	3.9	3.3	3.0	3.0	2.5	3.0	3.9	5.1	2.0	2.9
				107*	N-7	2.0	3.0	2.9	3.3	2.9	3.1	2.6	3.2	2.6	3.8	4.0	3.5	2.5	2.9
				108*	N-8	2.4	2.9	2.1	2.8	2.3	2.3	2.3	2.5	2.1	2.3	2.7	2.8	1.6	1.9
				109*	N-9	1.3	2.1	1.7	1.5	2.2	1.6	1.7	3.4	2.1	2.8	3.2	2.8	1.8	1.5
				133	N-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
衣浦湾	衣浦港	C・ロ (8mg/l以下)	45.9.1	113*	K-1	5.5	4.1	6.1	3.9	4.2	3.9	4.8	4.4	4.0	4.1	6.1	5.9	4.6	4.8
	衣浦港南部	C・ロ (8mg/l以下)	47.3.31	114*	K-2	5.6	3.5	7.0	4.0	4.4	3.7	5.1	5.3	4.1	3.6	5.7	6.5	3.9	4.2
				115*	K-3	4.3	3.1	5.9	3.0	3.3	3.6	4.0	3.6	4.0	4.2	4.8	4.8	3.7	3.9
	衣浦湾	A・ロ (2mg/l以下)	47.3.31	116*	K-4	2.1	2.9	3.0	2.0	2.7	2.3	2.4	3.4	2.2	3.7	3.9	3.7	2.6	2.6
				117*	K-5	2.4	2.9	2.7	2.3	2.7	2.1	2.2	3.1	2.1	3.2	2.9	3.3	2.3	2.5
				118*	K-6	1.6	2.5	3.1	2.7	2.6	1.8	1.8	3.0	2.4	2.9	3.9	3.1	3.7	1.5
				119	K-7	2.4	2.8	2.8	2.3	2.2	2.2	2.8	2.7	2.0	1.9	3.5	2.8	2.6	2.9
	134	K-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
渥美湾	蒲郡地先海域	C・ロ (8mg/l以下)	46.5.25	120*	A-1	3.4	4.4	5.8	3.5	4.2	3.5	3.2	4.1	3.9	4.7	4.2	5.1	4.0	4.2
				121*	A-2	5.5	4.2	5.7	5.4	4.8	5.5	4.6	4.2	4.6	4.8	5.1	5.3	5.2	5.1
	神野・田原地先海域	C・ロ (8mg/l以下)	46.5.25	122*	A-3	5.8	4.3	6.6	4.8	5.1	4.0	4.7	4.8	3.1	4.6	3.9	5.0	5.7	4.9
				123*	A-4	3.2	3.0	4.5	3.2	3.8	3.5	3.5	3.5	3.4	4.7	5.5	4.8	4.4	4.1
				130	A-11	-	-	1.7	3.3	4.4	4.6	6.0	3.4	3.1	3.2	3.4	4.0	4.7	4.3
				131	A-12	-	-	1.6	4.2	4.2	4.3	5.9	3.2	2.1	3.1	2.9	3.7	4.6	3.9
	渥美湾(甲)	B・イ (3mg/l以下)	46.5.25	124*	A-5	3.6	3.2	3.2	3.5	3.9	3.1	2.1	2.8	2.9	3.4	2.7	3.5	3.0	3.1
				125*	A-6	2.9	3.6	4.0	3.9	3.5	3.5	3.8	3.0	3.6	4.7	3.1	4.2	4.1	3.8
129				A-10	3.4	3.2	5.7	3.2	3.2	3.7	3.5	3.1	3.2	4.9	4.2	4.5	4.2	3.6	
132	A-13	-	-	-	-	-	-	-	-	3.7	2.7	3.5	4.4	3.3	5.1	4.8			

(注) 1 この表は、海域におけるCODの環境基準適合状況を判断するために75%水質値で示したものである。  
 2 地点番号の\*印は環境基準地点である。

(单位：mg/l)

62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
4.6	5.8	4.9	5.2	6.5	5.2	4.4	3.1	4.2	3.6	6.3	5.2	5.0	6.2	4.4	4.2	3.2	3.6	3.3	4.0	3.7	3.6	3.1	4.2
4.0	4.5	4.4	4.3	5.0	4.6	4.5	3.3	4.0	2.9	4.9	4.6	4.1	4.7	3.5	2.8	2.6	3.6	3.1	3.2	3.6	3.5	3.1	4.0
4.0	2.8	3.0	3.8	3.8	3.4	3.3	2.4	2.4	2.0	4.7	3.3	3.6	3.8	2.9	2.6	2.2	2.4	2.4	2.7	2.2	3.0	2.1	3.7
4.6	4.6	5.0	5.0	5.0	3.7	3.6	3.7	3.4	2.6	5.5	4.4	4.4	4.7	3.5	3.0	2.6	3.7	3.0	3.6	2.8	3.6	2.8	3.9
4.2	3.6	3.4	4.0	3.3	4.6	3.4	4.6	4.7	4.4	3.7	5.7	4.8	5.2	5.0	4.8	4.0	4.8	4.7	4.9	4.4	4.8	5.7	4.8
3.3	3.7	3.5	3.6	3.8	3.4	3.3	2.4	2.1	1.7	3.9	3.4	2.9	3.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.0	3.1	2.4	2.6	2.0	3.3
2.2	2.8	5.0	2.7	3.6	3.8	3.0	3.4	2.6	4.2	4.2	5.0	3.8	-	-	3.6	3.6	3.6	3.1	3.3	2.9	4.9	4.6	4.5
1.9	1.3	2.6	1.1	3.3	3.1	2.6	4.1	3.2	3.9	3.9	4.7	2.8	3.1	2.7	2.5	3.7	3.3	3.5	3.4	2.8	4.2	4.1	3.3
3.2	3.6	3.4	3.7	4.0	2.9	2.8	2.5	2.3	1.6	3.9	2.9	3.5	4.5	2.3	1.9	2.1	2.4	1.9	3.1	2.3	2.1	1.8	2.9
3.1	2.6	3.6	2.0	2.9	2.9	3.0	4.0	2.8	3.7	3.5	3.9	3.7	3.3	3.2	2.4	3.5	3.2	2.8	3.5	2.9	4.5	3.4	3.6
1.6	1.5	2.2	1.2	2.2	2.2	2.1	2.7	1.9	2.5	2.7	2.9	2.6	2.3	2.2	1.9	2.2	2.2	2.4	2.5	2.7	2.7	2.5	2.2
1.9	1.5	1.8	0.9	3.0	2.4	2.2	2.6	2.4	2.8	3.6	3.2	3.3	2.6	2.4	2.5	2.6	3.0	2.6	2.8	2.1	2.8	3.2	2.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	3.2	3.3	2.7	2.7	2.9	2.3	2.7	3.0	2.8	2.9	3.0	3.0	3.4	2.6
6.2	4.1	4.8	4.2	5.3	4.7	4.2	4.5	4.9	4.8	5.3	5.6	7.1	5.2	5.3	4.5	4.9	5.2	5.6	5.2	6.2	5.0	4.3	5.4
5.8	4.7	4.3	3.6	5.0	5.1	4.4	4.6	4.5	3.3	6.0	4.5	6.2	4.3	5.2	5.4	4.8	4.8	5.3	6.3	6.1	5.1	4.6	5.5
4.3	3.1	4.5	3.5	4.0	4.3	3.4	4.0	4.4	3.1	4.0	4.6	5.7	3.8	3.7	4.4	4.6	4.9	3.7	3.9	4.0	6.1	5.6	4.5
2.1	1.8	3.1	2.5	2.7	3.1	2.9	3.3	3.6	3.2	3.8	3.5	4.0	3.8	3.2	3.6	3.6	3.4	3.3	4.4	3.7	4.1	3.4	3.9
2.4	1.7	1.8	2.5	1.9	2.3	2.5	2.9	2.8	2.6	3.5	3.4	3.6	3.1	2.9	2.7	3.2	3.3	2.9	3.2	2.9	3.8	2.7	3.1
2.0	1.3	1.9	2.1	3.3	2.5	3.1	2.9	3.0	2.8	4.0	4.2	4.0	3.7	3.4	3.1	3.6	4.2	3.5	3.8	2.8	5.3	3.8	3.1
2.4	2.3	1.9	2.6	2.3	2.8	3.2	2.9	2.7	3.3	3.9	3.7	4.0	4.1	2.9	3.5	3.5	4.3	3.3	3.8	3.2	4.3	3.4	3.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.5	4.6	3.6	3.8	3.5	3.3	3.0	3.0	3.6	3.3	3.5	3.1	3.4	3.1	3.3
3.8	4.6	2.7	3.3	3.9	3.7	3.2	3.4	3.5	4.2	4.2	3.9	5.2	4.8	3.9	4.1	4.5	4.0	4.2	4.8	4.0	5.2	4.0	4.7
4.1	4.5	3.3	3.8	5.7	3.9	3.7	3.4	3.6	5.2	4.8	5.3	4.3	5.0	4.3	3.6	4.8	4.1	4.3	4.8	4.1	5.4	4.1	4.3
4.7	4.6	3.7	5.3	5.2	4.8	6.1	6.6	7.2	6.3	6.2	6.0	6.0	6.2	6.3	6.3	5.4	6.4	5.5	5.3	5.4	5.5	4.9	5.3
3.8	4.1	2.9	3.5	3.1	3.7	3.5	4.0	3.9	5.4	4.2	4.0	4.6	4.9	4.4	4.4	4.5	4.6	4.4	4.7	4.0	4.6	3.7	4.7
3.8	3.7	3.0	4.3	3.7	4.4	4.8	5.2	4.8	5.1	5.3	4.5	4.8	4.6	4.1	4.3	4.3	4.8	4.6	3.9	3.9	4.4	3.8	4.2
3.8	3.1	2.6	3.3	3.2	3.3	5.2	4.9	5.0	5.6	4.8	4.9	3.9	4.6	4.1	4.8	4.7	5.2	4.1	4.6	4.6	4.4	3.7	4.3
2.7	2.7	1.9	1.9	2.2	2.7	2.9	3.2	3.3	3.9	3.5	3.3	3.9	4.6	3.7	3.4	3.6	3.7	3.7	4.0	3.4	4.1	3.1	3.8
3.2	2.8	2.9	2.6	2.7	2.8	3.9	3.5	3.7	4.6	4.0	4.0	4.4	4.7	4.0	3.5	4.5	3.7	3.9	4.3	4.2	4.8	4.1	4.7
3.5	2.9	2.9	2.6	2.6	3.1	3.8	4.0	4.3	4.4	4.7	4.0	4.7	4.8	4.3	4.3	4.8	4.3	4.5	4.5	4.2	4.9	3.5	4.7
3.5	3.3	3.3	4.3	3.8	3.9	4.6	5.2	4.8	4.9	5.5	4.6	4.5	5.0	4.5	4.8	4.8	5.1	5.1	4.6	4.6	4.8	4.1	4.1

表-2-3 海域におけるCODの経年変化(75%水質値) その2

水域区分	水域名	類型・期間 (基準値)	指定年月日	地点番号	地点名	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
渥美湾	渥美湾(乙)	A・イ (2mg/l以下)	46.5.25	126*	A-7	3.0	2.9	2.7	2.9	3.2	2.9	1.8	2.9	2.9	3.7	3.3	3.4	3.5	2.8
				127*	A-8	2.1	2.4	2.3	2.5	2.3	2.2	1.6	3.0	3.0	2.8	2.5	2.8	2.8	2.3
				128*	A-9	2.2	3.2	3.0	3.1	2.5	2.5	1.8	2.6	2.9	3.4	2.1	3.2	3.3	2.5
				135	A-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 この表は、海域におけるCODの環境基準適合状況を判断するために75%水質値で示したものである。  
 2 地点番号の\*印は環境基準地点である。

水域区分	水域名	類型・期間 (基準値)	指定年月日	地点番号	地点名	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
渥美湾	渥美湾(乙)	A・イ (2mg/l以下)	46.5.25	126*	A-7	2.9	2.5	2.2	2.3	2.6	2.6	3.5	3.0	3.6	3.8	3.9	3.3	3.6	4.5
				127*	A-8	3.0	1.7	1.5	1.6	1.7	1.7	3.3	2.7	3.4	3.4	3.9	3.4	3.2	3.5
				128*	A-9	1.8	2.2	1.8	2.5	2.1	2.2	3.8	2.8	3.6	3.3	4.2	3.3	3.8	4.0
				135	A-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.9	4.0	3.2	3.6

(単位: mg/l)

水域区分	水域名	類型・期間 (基準値)	指定年月日	地点番号	地点名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
渥美湾	渥美湾(乙)	A・イ (2mg/l以下)	46.5.25	126*	A-7	3.9	3.3	3.9	4.2	4.0	4.1	3.2	3.9	3.2	3.7
				127*	A-8	3.2	3.1	3.2	3.1	4.1	3.7	3.0	3.5	2.7	3.0
				128*	A-9	3.5	3.0	3.1	3.4	3.4	4.0	2.9	4.1	2.7	3.6
				135	A-14	2.9	3.1	3.2	3.7	3.3	3.7	3.1	3.8	3.9	3.3

表-2-4 海域における全窒素の経年変化（表層の年間平均値）

水域名	類型・期間 (基準値)	指 定 年 月 日	地点 番号	地点名	55 年度	56 年度	57 年度	58 年度	59 年度	60 年度	61 年度	62 年度	63 年度	元 年度	2 年度
伊勢湾 (イ)	Ⅳ・*1 (1mg/1 以下)	8.2.27	102	N-2	1.2	1.2	1.7	1.9	1.3	1.5	1.5	1.4	1.5	1.3	1.1
			103	N-3	0.8	0.78	0.83	1.0	0.7	0.62	0.71	0.96	1.1	0.8	0.77
			104	N-4	0.60	0.62	0.71	0.76	0.63	0.63	0.62	0.60	0.74	0.68	0.58
伊勢湾 (ハ)	Ⅲ・*1 (0.6mg/1 以下)	8.2.27	106	N-6	0.51	0.49	0.56	0.59	0.65	0.49	0.55	0.51	0.57	0.61	0.52
伊勢湾 (ニ)	Ⅱ・*1 (0.3mg/1 以下)	14.3.15	105	N-5	0.60	0.51	0.59	0.59	0.55	0.55	0.56	0.44	0.60	0.63	0.53
			107	N-7	0.49	0.46	0.50	0.49	0.44	0.45	0.44	0.43	0.62	0.58	0.50
			108	N-8	0.36	0.32	0.34	0.38	0.32	0.39	0.36	0.38	0.49	0.43	0.39
			109	N-9	0.32	0.29	0.31	0.37	0.26	0.31	0.29	0.33	0.48	0.38	0.31
			133	N-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三河湾 (イ)	Ⅳ・*2 (1mg/1 以下)	7.10.11	115	K-3	0.73	0.69	0.69	0.79	0.67	0.83	0.81	0.74	0.97	0.96	0.84
三河湾 (ロ)	Ⅲ・*1 (0.6mg/1 以下)	17.3.25	120	A-1	0.59	0.80	0.64	0.61	0.57	0.57	0.57	0.53	0.56	0.54	0.56
			123	A-4	0.54	0.58	0.69	0.76	0.52	0.64	0.60	0.67	0.62	0.62	0.81
			124	A-5	0.49	0.41	0.47	0.48	0.36	0.49	0.38	0.46	0.62	0.50	0.51
			125	A-6	0.47	0.49	0.55	0.46	0.48	0.56	0.55	0.49	0.54	0.60	0.52
三河湾 (ハ)	Ⅱ・*2 (0.3mg/1 以下)	17.3.25	116	K-4	0.57	0.48	0.52	0.58	0.43	0.46	0.50	0.41	0.49	0.51	0.55
			117	K-5	0.50	0.39	0.40	0.37	0.34	0.44	0.41	0.34	0.48	0.46	0.49
			118	K-6	0.46	0.36	0.41	0.45	0.33	0.40	0.36	0.33	0.44	0.41	0.40
			134	K-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			126	A-7	0.35	0.37	0.41	0.38	0.34	0.41	0.31	0.39	0.43	0.42	0.41
			127	A-8	0.33	0.33	0.35	0.34	0.29	0.37	0.30	0.36	0.37	0.35	0.41
			128	A-9	0.34	0.34	0.40	0.33	0.35	0.40	0.34	0.43	0.42	0.38	0.40
			135	A-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) \*1 直ちに達成する。  
\*2 5年以内で可及的速やかに達成する。

(単位 : mg/l)

3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1.2	1.0	1.1	1.1	1.3	0.97	0.95	0.82	1.1	1.1	0.86	1.0	1.2	1.0	1.0	0.92	0.81	0.84	0.80	0.88
0.82	0.78	0.78	0.77	1.0	0.6	0.64	0.54	0.75	0.64	0.61	0.49	0.63	0.54	0.6	0.54	0.45	0.57	0.57	0.46
0.67	0.62	0.58	0.53	0.75	0.52	0.57	0.51	0.58	0.61	0.39	0.46	0.54	0.49	0.42	0.48	0.37	0.50	0.46	0.36
0.57	0.49	0.52	0.46	0.60	0.28	0.48	0.44	0.58	0.47	0.29	0.42	0.46	0.35	0.32	0.49	0.32	0.45	0.39	0.35
0.58	0.46	0.48	0.42	0.45	0.41	0.45	0.47	0.39	-	-	0.43	0.48	0.47	0.42	0.42	0.37	0.43	0.40	0.42
0.61	0.41	0.46	0.49	0.45	0.36	0.43	0.44	0.37	0.45	0.37	0.4	0.39	0.38	0.40	0.39	0.34	0.43	0.43	0.36
0.43	0.34	0.36	0.41	0.30	0.27	0.39	0.32	0.28	0.39	0.3	0.29	0.29	0.39	0.29	0.31	0.30	0.26	0.30	0.33
0.44	0.30	0.33	0.34	0.29	0.29	0.33	0.31	0.3	0.29	0.30	0.46	0.27	0.33	0.28	0.30	0.23	0.28	0.32	0.30
-	-	-	-	-	0.28	0.27	0.31	0.24	0.3	0.34	0.31	0.27	0.32	0.26	0.26	0.36	0.26	0.31	0.35
0.88	0.90	0.84	0.75	0.85	0.63	0.7	0.73	0.61	0.66	0.63	0.87	0.58	0.69	0.53	0.67	0.50	0.64	0.62	0.54
0.76	0.55	0.46	0.44	0.48	0.43	0.61	0.69	0.52	0.46	0.48	0.51	0.44	0.50	0.31	0.41	0.38	0.46	0.49	0.37
0.69	0.78	0.87	0.61	0.66	0.55	0.58	0.7	0.52	0.55	0.56	0.67	0.51	0.77	0.46	0.53	0.46	0.57	0.75	0.57
0.52	0.49	0.44	0.61	0.44	0.39	0.45	0.47	0.4	0.43	0.40	0.41	0.36	1.1	0.31	0.40	0.31	0.38	0.40	0.36
1.20	0.55	0.51	0.53	0.51	0.41	0.54	0.65	0.49	0.59	0.47	0.49	0.38	0.52	0.33	0.40	0.40	0.46	0.48	0.41
0.56	0.73	0.53	0.46	0.46	0.35	0.48	0.52	0.49	0.58	0.53	0.42	0.35	0.49	0.41	0.52	0.37	0.51	0.43	0.39
0.48	0.40	0.41	0.44	0.37	0.32	0.44	0.47	0.36	0.42	0.37	0.31	0.31	0.39	0.30	0.41	0.31	0.36	0.40	0.36
0.46	0.36	0.36	0.39	0.37	0.32	0.35	0.43	0.34	0.35	0.36	0.29	0.27	0.40	0.27	0.42	0.29	0.35	0.36	0.32
-	-	-	-	-	0.32	0.37	0.41	0.3	0.37	0.45	0.31	0.27	0.41	0.30	0.35	0.28	0.32	0.35	0.34
0.49	0.43	0.37	0.45	0.37	0.34	0.39	0.41	0.34	0.43	0.36	0.39	0.35	0.42	0.30	0.34	0.29	0.30	0.37	0.43
0.37	0.38	0.36	0.38	0.34	0.30	0.34	0.39	0.31	0.39	0.34	0.36	0.28	0.34	0.47	0.30	0.27	0.28	0.33	0.38
0.45	0.42	0.37	0.39	0.32	0.32	0.35	0.52	0.3	0.38	0.34	0.34	0.29	0.43	0.28	0.28	0.28	0.35	0.35	0.34
-	-	-	-	-	0.34	0.35	0.34	0.42	0.35	0.33	0.33	0.27	0.38	0.30	0.31	0.27	0.32	0.40	0.33

表-2-5 海域における全燐の経年変化（表層の年間平均値）

水域名	類型・期間 (基準値)	指 定 年 月 日	地点 番号	地点名	55 年 度	56 年 度	57 年 度	58 年 度	59 年 度	60 年 度	61 年 度	62 年 度	63 年 度	元 年 度	2 年 度	
伊勢湾 (イ)	Ⅳ・*1 (0.09mg/l 以下)	8.2.27	102	N-2	0.15	0.13	0.16	0.13	0.11	0.13	0.14	0.14	0.13	0.14	0.12	
			103	N-3	0.10	0.10	0.08	0.11	0.07	0.08	0.09	0.11	0.09	0.07	0.08	
			104	N-4	0.08	0.10	0.13	0.07	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06
伊勢湾 (ハ)	Ⅲ・*1 (0.05mg/l 以下)	8.2.27	106	N-6	0.07	0.12	0.05	0.06	0.08	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05	
伊勢湾 (ニ)	Ⅱ・*1 (0.03mg/l 以下)	14.3.15	105	N-5	0.07	0.05	0.04	0.05	0.06	0.06	0.06	0.07	0.05	0.06	0.06	
			107	N-7	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.06	0.04	0.04	0.06	0.06	0.05	
			108	N-8	0.04	0.04	0.03	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03	0.05	0.04	0.05	
			109	N-9	0.03	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.03	
			133	N-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
三河湾 (イ)	Ⅳ・*2 (0.09mg/l 以下)	7.10.11	115	K-3	0.11	0.10	0.09	0.11	0.10	0.13	0.13	0.12	0.11	0.15	0.12	
三河湾 (ロ)	Ⅲ・*1 (0.05mg/l 以下)	17.3.25	120	A-1	0.07	0.10	0.05	0.05	0.05	0.06	0.08	0.06	0.06	0.06	0.07	
			123	A-4	0.08	0.07	0.08	0.10	0.07	0.10	0.08	0.09	0.08	0.08	0.09	
			124	A-5	0.07	0.05	0.05	0.06	0.04	0.07	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06	
			125	A-6	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05	0.07
三河湾 (ハ)	Ⅱ・*2 (0.03mg/l 以下)	17.3.25	116	K-4	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	
			117	K-5	0.08	0.06	0.05	0.04	0.04	0.06	0.06	0.04	0.05	0.06	0.06	
			118	K-6	0.09	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	
			134	K-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			126	A-7	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05
			127	A-8	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	
			128	A-9	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.04	0.05
			135	A-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) \*1 直ちに達成する。  
\*2 5年以内で可及的速やかに達成する。

(単位 : mg/l)

3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
0.13	0.10	0.12	0.14	0.11	0.12	0.12	0.092	0.081	0.11	0.10	0.10	0.097	0.092	0.10	0.10	0.12	0.096	0.084	0.089
0.08	0.07	0.08	0.088	0.064	0.07	0.073	0.057	0.063	0.063	0.072	0.061	0.053	0.055	0.062	0.059	0.073	0.067	0.045	0.030
0.07	0.06	0.071	0.065	0.053	0.06	0.066	0.044	0.077	0.056	0.054	0.047	0.043	0.046	0.055	0.051	0.059	0.054	0.057	0.041
0.06	0.05	0.052	0.056	0.047	0.039	0.058	0.039	0.044	0.044	0.041	0.043	0.034	0.033	0.051	0.052	0.058	0.049	0.044	0.035
0.06	0.05	0.053	0.047	0.051	0.052	0.043	0.043	0.041	-	-	0.04	0.038	0.044	0.042	0.039	0.049	0.043	0.041	0.039
0.05	0.04	0.047	0.057	0.059	0.044	0.036	0.039	0.039	0.045	0.029	0.04	0.034	0.033	0.044	0.037	0.042	0.038	0.038	0.035
0.04	0.03	0.035	0.041	0.033	0.031	0.036	0.027	0.028	0.034	0.023	0.03	0.028	0.036	0.030	0.027	0.042	0.024	0.026	0.027
0.07	0.03	0.027	0.035	0.03	0.037	0.028	0.026	0.029	0.023	0.025	0.047	0.024	0.026	0.028	0.023	0.030	0.021	0.022	0.020
-	-	-	-	-	0.033	0.025	0.027	0.027	0.026	0.032	0.031	0.028	0.028	0.028	0.023	0.049	0.023	0.026	0.022
0.11	0.1	0.11	0.13	0.12	0.095	0.097	0.12	0.094	0.096	0.078	0.077	0.080	0.11	0.073	0.092	0.081	0.082	0.081	0.067
0.09	0.06	0.059	0.07	0.062	0.056	0.071	0.071	0.053	0.05	0.054	0.052	0.049	0.053	0.042	0.045	0.050	0.046	0.047	0.038
0.08	0.08	0.086	0.076	0.076	0.071	0.063	0.08	0.065	0.068	0.07	0.068	0.054	0.086	0.067	0.055	0.060	0.061	0.096	0.060
0.06	0.05	0.05	0.054	0.049	0.046	0.044	0.047	0.048	0.045	0.04	0.042	0.036	0.073	0.045	0.041	0.039	0.041	0.037	0.031
0.13	0.06	0.061	0.076	0.063	0.054	0.062	0.064	0.057	0.052	0.049	0.051	0.044	0.055	0.044	0.045	0.053	0.048	0.046	0.040
0.07	0.06	0.066	0.065	0.069	0.052	0.066	0.065	0.067	0.067	0.048	0.054	0.042	0.084	0.046	0.067	0.053	0.051	0.047	0.041
0.06	0.05	0.048	0.051	0.051	0.043	0.052	0.053	0.049	0.044	0.037	0.04	0.036	0.042	0.039	0.051	0.044	0.039	0.040	0.032
0.07	0.05	0.044	0.049	0.048	0.044	0.042	0.048	0.041	0.034	0.041	0.035	0.032	0.041	0.034	0.051	0.039	0.037	0.037	0.030
-	-	-	-	-	0.04	0.047	0.043	0.035	0.037	0.058	0.036	0.033	0.043	0.035	0.044	0.040	0.031	0.040	0.032
0.06	0.05	0.046	0.055	0.047	0.043	0.041	0.039	0.038	0.046	0.036	0.039	0.033	0.041	0.043	0.036	0.037	0.031	0.036	0.034
0.05	0.04	0.043	0.046	0.044	0.037	0.037	0.041	0.037	0.034	0.033	0.037	0.027	0.030	0.059	0.032	0.034	0.030	0.029	0.030
0.06	0.04	0.043	0.049	0.042	0.04	0.038	0.066	0.036	0.037	0.034	0.037	0.029	0.044	0.036	0.032	0.037	0.038	0.031	0.027
-	-	-	-	-	0.039	0.039	0.034	0.039	0.033	0.032	0.034	0.030	0.034	0.032	0.036	0.033	0.032	0.034	0.030

### (3) 排水基準

下水終末処理場に係わる水質規制基準

区分	項目	水質汚濁防止法第3条第1項 (許容限度)	
健康 項目	カドミウム及びその化合物	0.1	
	シアン化合物	1	
	有機リン化合物	1	
	鉛及びその化合物	0.1	
	六価クロム化合物	0.5	
	砒素及びその化合物	0.1	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	
	トリクロロエチレン	0.3	
	テトラクロロエチレン	0.1	
	ジクロロメタン	0.2	
	四塩化炭素	0.02	
	1,2-ジクロロエタン	0.04	
	1,1-ジクロロエチレン	0.2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン	3	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	
	チウラム	0.06	
	シマジン	0.03	
	チオベンカルブ	0.2	
	ベンゼン	0.1	
	セレン及びその化合物	0.1	
	ほう素及びその化合物	海域 230,その他 10	
	ふっ素及びその化合物	海域 15,その他 8	
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100	
	生活 環境 項目	処理 困難 項目	フェノール類含有量
		銅含有量	3
		亜鉛含有量	2
		溶解性鉄含有量	10
		溶解性マンガン含有量	10
		クロム含有量	2
環境 項目	処理 可能 項目	水素イオン濃度	海域 5.0~9.0, その他 5.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	160 (120)
		化学的酸素要求量	160 (120)
		浮遊物質	200 (150)
		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	5 30
		動物性油脂類	30
		大腸菌群数	(3,000 個/ml)
		窒素含有量	120 (60)
	リン含有量	16 (8)	

注1) 単位で記入のないものは mg/l。

注2) ( ) 内は、日間平均を示す。

下水道法第 8 条（放流水の水質の基準）

項目	下水道法施行令第 6 条 (放流水の水質の技術上の基準)
水素イオン濃度	水素指数 5.8 以上 8.6 以下
大腸菌群数	3,000 個/ml 以下
浮遊物質	40mg/l 以下
生物化学的酸素要求量、 窒素含有量及び磷含有量	第 5 条の 6 第二項に規定する 計画放流水質に適合する数値

第 5 条の 6 第二項に規定する計画放流水質

計画放流水質			方 法	
生物化学的 酸素要求量	窒素含有量	磷含有量		
mg/L	mg/L	mg/L		
10 以下	10 以下	0.5 以下	嫌気無酸素好気法(有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法	
		0.5 を超え 1 以下	嫌気無酸素好気法(有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法	
		1 を超え 3 以下	嫌気無酸素好気法(有機物を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法	
			嫌気無酸素好気法(有機物を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法	
	10 を超え 20 以下	1 以下	嫌気無酸素好気法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法	
		1 を超え 3 以下	嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法	
			嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法に急速濾過法を併用する方法	
			嫌気無酸素好気法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)に急速濾過法を併用する方法	
	10 を超え 15 以下	20 以下	3 以下	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)
				嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法
			3 以下	嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法
				標準活性汚泥法

下水道終末処理場に係る上乗せ排水基準（その1）

区 域	工場または事業場	業 種	項目および許容限度（mg/l）								適用の日			
			生物化学的 酸素要求量 括弧内は 日間平均	化学的酸素 要求量 括弧内は 日間平均	浮遊物質 量 括弧内は 日間平均	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量		フェノール 類含有量	銅含有量	溶解性鉄 含有量		溶解性マン ガン含有量		
						鉱油類	動植物 油類							
木曽川水域	新設		下水道終末処理施設を有するもの		25 (20)		70 (50)						S48.4.1	
名古屋港・ 庄内川等水 域	既設	下水道処理区域に所在 するもの	全業種		25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1		S48.6.24	
		その他の地域に所在す るもの	下水道終末処理施設 を有するもの	一宮市西部終末処理場	(20)		(70)							S49.10.1
				名古屋下之一色下水処 理場、名古屋市岩塚下水 処理場、一宮市東部終末 処理場および津島市下 水終末処理場	(60)		(120)							S48.4.1から規則で 定める日まで
				その他	(20)		(70)							規則で定める日
	新設	下水道処理区域に所在 するもの	全業種		25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1		S48.4.1	
		その他の地域に所在す るもの	下水道終末処理施設を有するもの		25 (20)	25 (20)	70 (50)							
	名古屋市内 水域	既設	下水道処理区域に所在 するもの	全業種		25 (20)		70 (50)	5	10	1	1		S47.10.1
その他の地域に所在す るもの			下水道終末処理施設 を有するもの	西山下水処理場、名城下 水処理場および柴田下 水処理場	25 (20)		70 (50)						S48.4.1	
				堀留下水処理場	25 (20)		70 (50)						S48.10.1	
その他		25 (20)		70 (50)							S47.4.1			
新設		下水道処理区域に所在 するもの	全業種		25 (20)		30 (20)	2	10	1	1		S47.4.1	
	その他の地域に所在す るもの	下水道終末処理施設を有するもの		25 (20)		70 (50)								

- 備考
- この表に掲げる上乗せ排水基準は、既設の工場または事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場または事業場に係る排出水について、新設の工場または事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が20m<sup>3</sup>以上である工場または事業場に係る排出水について適用する。
  - 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域および湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域および湖沼に排出される排出水について適用する。

下水道終末処理場に係る上乗せ排水基準（その2）

区 域	工場または事業場		業 種	項目および許容限度（mg/l）								適用の日	
				生物化学的 酸素要求量 括弧内は 日間平均	化学的酸素 要求量 括弧内は 日間平均	浮遊物質 質量 括弧内は 日間平均	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量		フェノール 類含有量	銅含有量	溶存性鉄 含有量		溶存性マン ガン含有量
							鉱油類	動植物 油類					
衣浦湾・境 川等水域	既 設	下水道処理区域に所在 するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1			S47.10.1
		その他の地域に所在す るもの	下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)		90 (70)							
	新 設	下水道処理区域に所在 するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	1	1	5	5	S47.4.1
		その他の地域に所在す るもの	下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)	25 (20)	70 (50)							
矢作川水域	既 設	下水道処理区域に所在 するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1			S48.6.24
		その他の地域に所在す るもの	下水道終末処理施設を有するもの	(60)		(120)							S48.4.1から規則で 定める日まで
				(20)		(70)							規則で定める日
	新 設	下水道処理区域に所在 するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1			S48.4.1
その他の地域に所在す るもの		下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)	25 (20)	70 (50)								
渥美湾・豊 川等水域	既 設	下水道処理区域に所在 するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1			S48.6.24
		その他の地域に所在す るもの	下水道終末処理施設 を有するもの	豊橋市中島処理場	(20)		(70)						S48.4.1
				その他	(60)		(120)						S48.4.1から規則で 定める日まで
				(20)		(70)						規則で定める日	
	新 設	下水道処理区域に所在 するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1			S48.4.1
その他の地域に所在す るもの		下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)	25 (20)	70 (50)								
天竜川水域	新 設		下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)		70 (50)							S48.4.1

- 備考
- この表に掲げる上乗せ排水基準は、既設の工場または事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場または事業場に係る排出水について、新設の工場または事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が20m<sup>3</sup>以上である工場または事業場に係る排出水について適用する。
  - 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域および湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域および湖沼に排出される排出水について適用する。

#### (4) 第6次水質総量規制基準

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の3の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。）別表第2第2号ロに掲げる区域について、平成18年11月21日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）に定められた削減目標量を達成するため、県は平成19年6月15日に第6次の総量削減計画を策定し、必要な事項を定めています。

その中で、産業排水からの削減対策として、指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上のものから排出される汚濁負荷量について、法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準が定められています。（平成19年6月15日愛知県告示第426、427、428号）

総量規制基準(kg/日)は、水量(m<sup>3</sup>/日)×C値(mg/l)により算出される値です。

下水道業に係る総量規制基準のC値は表-1のとおりです。

表-1 第6次総量規制基準のC値(項番号209 下水道業)

1日当たりの平均的な 排出水の量	C値 (mg/l)						
	COD※ <sup>1</sup>			窒素含有量※ <sup>2</sup>		りん含有量※ <sup>3</sup>	
	Cco	Cci	Ccj	Cno	Cni	Cpo	Cpi
50m <sup>3</sup> 以上30,000m <sup>3</sup> 未満	20	20	20	25	20	2.0	1.5
30,000m <sup>3</sup> 以上				20	15	1.5	1.5

※1 水処理の方法によってはCODのC値を40に設定している。

※2 活性汚泥法などよりも高度に窒素を除去できる処理方法を有するものは、Cno=15、Cni=10。  
また、高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れるものはCno=25、Cni=20。

※3 活性汚泥法などよりも高度にりんを除去できる処理方法を有するものは、Cpo=1.0、Cpi=1.0。  
また、高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れるものはCpo=2.0、Cpi=1.5。

C値：ある期間内の施設設置や変更の届出により排出されることになる水量(m<sup>3</sup>/日)に対するCOD（あるいは窒素、りん）の濃度値(mg/l)。水量×C値により汚濁負荷量の排出限度(kg/日)を算出する。

Cco：昭和55年6月30日までに設置された特定施設からの特定排出水の量に対するC値

Cci：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに特定施設の設置あるいは変更によって増加した特定排出水の量に対するC値

Ccj：平成3年7月1日以後に特定施設の設置あるいは変更によって増加した特定排出水の量に対するC値

Cno及びCpo：平成14年9月30日までに設置された特定施設からの特定排出水の量に対するC値

Cni及びCpi：平成14年10月1日以後に特定施設の設置あるいは変更によって増加した特定排出水の量に対するC値

なお、第7次総量削減計画については、現在策定中であり、平成23年度に計画を公告する予定です。

## (5) 公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法第17条第1項の規定に基づき、公害の防止に関する諸策を総合的、計画的に実施することにより、公害の防止を図り、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とし、知事が策定し、環境大臣の同意を得るものとされています。策定地域については、現に公害が著しいか又は今後著しくなるおそれのある地域とされており、本県においては、名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、碧南市、安城市、蒲郡市、小牧市、東海市の9市が対象区域となっています。(平成18年10月13日現在の区域)

本県における公害防止計画は、昭和49年12月27日に名古屋港等地域について環境大臣より承認され、その後、衣浦・西三河地域及び東三河地域の2地域についても順次計画を策定し、事業の推進に努めてきました。3地域で策定された公害防止計画は、平成4年3月より統合し、以後、愛知地域として計画が策定されています。本県では、平成18年10月13日付けで環境大臣より公害防止計画の策定指示を受け、計画期間を平成18年度～平成22年度とした計画として、平成19年3月19日付け環境大臣の同意を得ています。(現在、平成23年度からの計画を策定中)

## (6) 流域下水道事業における地球温暖化防止の取り組み

### 1) 目的

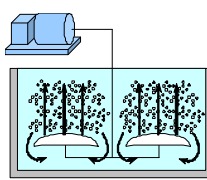


愛知県の流域下水道は、公共用水域の水質保全や快適な生活環境をつくるため、今後も下水量の増加に合わせ施設の増設を進めていきます。一方で、下水道施設は大量の電力・燃料を使用するため、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出する施設でもあります。

これまでも本県の流域下水道は、温室効果ガス削減の取り組みを行ってきましたが、更に計画的に進めていくために、地球温暖化防止に関する目標及び具体的な取り組みを定めました。

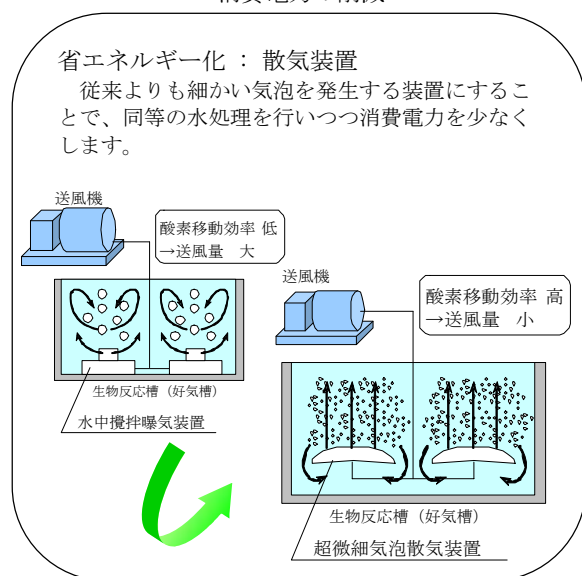
### 2) 計画の目標

流域下水道計画区域内において、平成 26 年度における汚水処理施設からの温室効果ガス排出量を平成 20 年度比で 1.3 万トン以上削減することを目標とします。

### 3) 流域下水道における取り組み

テーマ	消費電力の削減	温室効果ガスの削減	バイオマスの活用	下水道整備の推進
これまでの取り組み	省エネ機器の導入	汚泥焼却炉を有する 4 処理場で高温焼却を実施	—	流域下水道の使用人口約 150 万人
平成 26 年度までの取り組み	今後増改築する施設に、省エネ機器を導入します（散気装置、攪拌機、脱水機）。  (省エネ型散気装置)	衣浦東部浄化センターに汚泥燃料化施設（炭化炉；100 t/日）を導入・供用します。  炭化炉のイメージ		下水道整備により、新たに流域下水道を使用できる人を増やし、効率的な集合処理を推進します。 

#### 消費電力の削減



#### 温室効果ガスの削減・バイオマスの活用

